

第1回館林市立学校適正規模・適正配置検討委員会 【北・西・南地区合同】

日 時： 令和8年6月10日（水）午後6時～

場 所： 館林市文化会館 小ホールほか

次 第

1 開会

2 委嘱状交付

3 教育長あいさつ

4 館林市立学校適正規模・適正配置基本方針について

～地区ごとの会場へ移動～

（北地区：小ホール／西地区：3号室／南地区：4号室）

5 自己紹介

6 委員長及び副委員長選出

7 議事

議題（1）基本方針の感想及び立場における現状と課題

8 その他

9 閉会

館林市教委規則第 7 号

館林市立学校適正規模・適正配置北地区検討委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、館林市附属機関設置条例（平成 30 年館林市条例第 26 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、館林市立学校適正規模・適正配置北地区検討委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 館林市立小学校及び中学校の再編を検討し、館林市立学校適正規模・適正配置北地区基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、館林市立学校適正規模・適正配置北地区検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(設置期限)

第 3 条 検討委員会は、令和 10 年 3 月 31 日まで置かれるものとする。

(所掌事務)

第 4 条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、及び協議する。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、館林市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 5 条 検討委員会は、委員 28 人以内で組織する。

2 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 区長
- (3) 市立小学校長
- (4) 市立中学校長
- (5) 市立及び私立幼稚園・保育園・こども園長
- (6) 市立小学校児童の保護者

- (7) 市立中学校生徒の保護者
- (8) 市立及び私立幼稚園・保育園・こども園に通う園児の保護者
- (9) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局学校適正配置推進室において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

館林市立学校適正規模・適正配置

基本方針

令和8年3月

館林市教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	館林市の現状と将来予測	2
III	現状と将来予測からの課題とこれからの学校教育	6
IV	適正規模・適正配置の基本的な考え方	7
V	学校再編の方法	18
VI	学校規模や通学区域等を視点としたエリア設定の考え方	20
VII	今後の進め方	22

I はじめに

全国的に少子化が進む中、本市においても、児童生徒数が減少し、小中学校の小規模化が進行しており、一部の小学校では、1学年に1学級しかない「学年単学級」が生じ、クラス替えができない状況にあります。今後も、小中学校の更なる小規模化が見込まれており、学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現が困難になる可能性があるなど、教育条件の悪化や教育課題が顕在化していきます。

また、社会が急激に変化し、複雑で予測困難な時代となる中で、学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の作り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

館林市教育委員会としましては、子どもたちを取り巻く状況の変化に対応し、持続的で魅力ある学校教育を実施できるよう、より良い教育環境を確保するとともに、新しい時代を生きる子どもたちの基礎学力や才能を十分に伸ばし、社会性や規範意識等を育むことができるよう、学校教育の質を高め、維持継続していく必要があると考えています。

こうしたことから、令和7年度に、学識経験者、保護者や行政区の代表者、こども園長、小中学校、高等学校の校長から構成される館林市立学校適正規模・適正配置審議会を設置し、審議会委員の皆様には、国による制度や群馬県の取組、館林市の現状のほか、市内の児童生徒と保護者、教職員及び市民を対象とした教育環境に関するアンケート調査結果を参考にしながら、小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方などについてご審議いただきました。館林市教育委員会では、令和8年1月に審議会から提出された答申を基に基本方針を作成し、意見提出手続を経て、「館林市立学校適正規模・適正配置基本方針」を策定しました。

基本方針は、「館林市教育大綱」の学校教育に関する施策目的の一つである「自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもが育つまち」の実現に向けて、児童生徒の教育条件の改善を図り、より良い教育環境を確保することを目的にしています。

また、基本方針は、学校の役割や学校規模の重要性、少子化に対応した魅力ある学校づくりの方向性を整理した上で、本市における望ましい学校規模や学校配置、学校再編の方法などを定め、学校再編に関する検討を開始することを定めているものです。

なお、学校再編に関する具体的な検討につきましては、今後、保護者や地域住民、学校関係者等のご理解とご協力を得ながら進めていきたいと考えています。

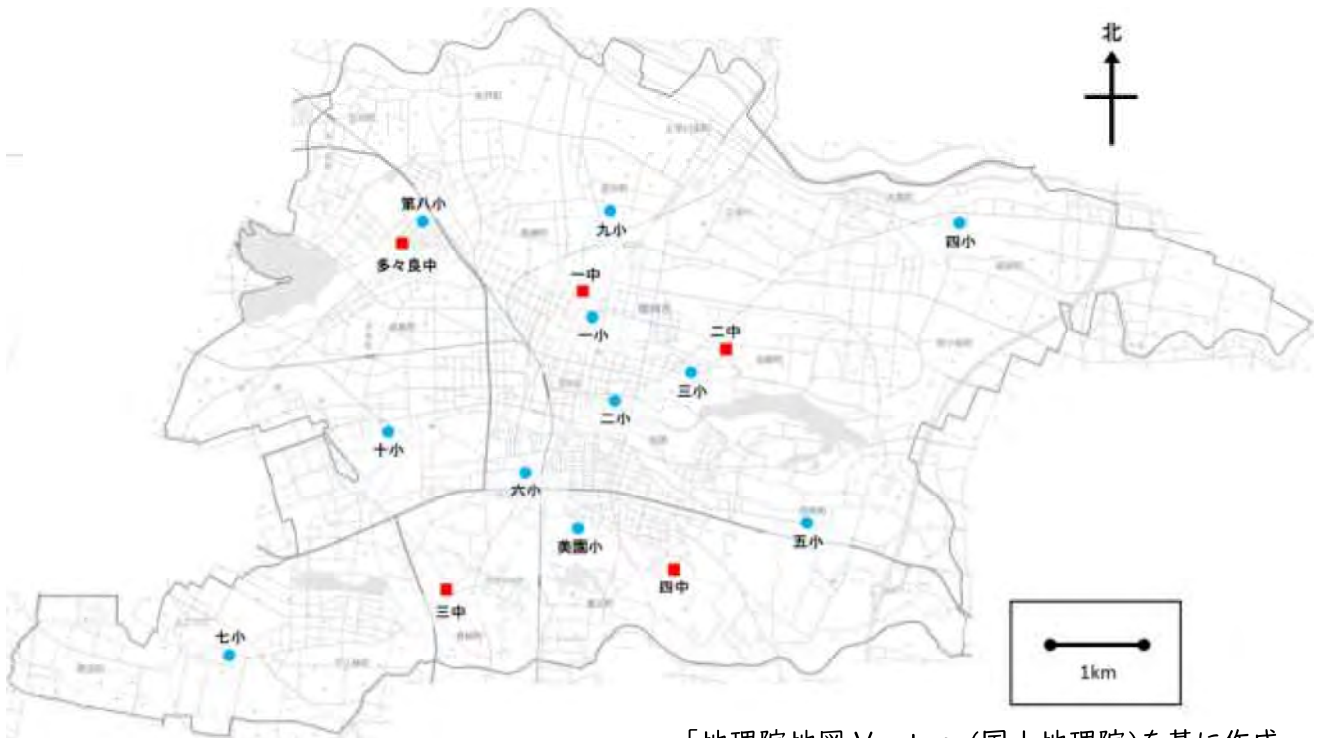
結びに、基本方針の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、約1年間に渡り熱意をもってご審議いただきました館林市立学校適正規模・適正配置審議会委員の皆様に深く感謝申し上げます。

令和8年3月
館林市教育委員会

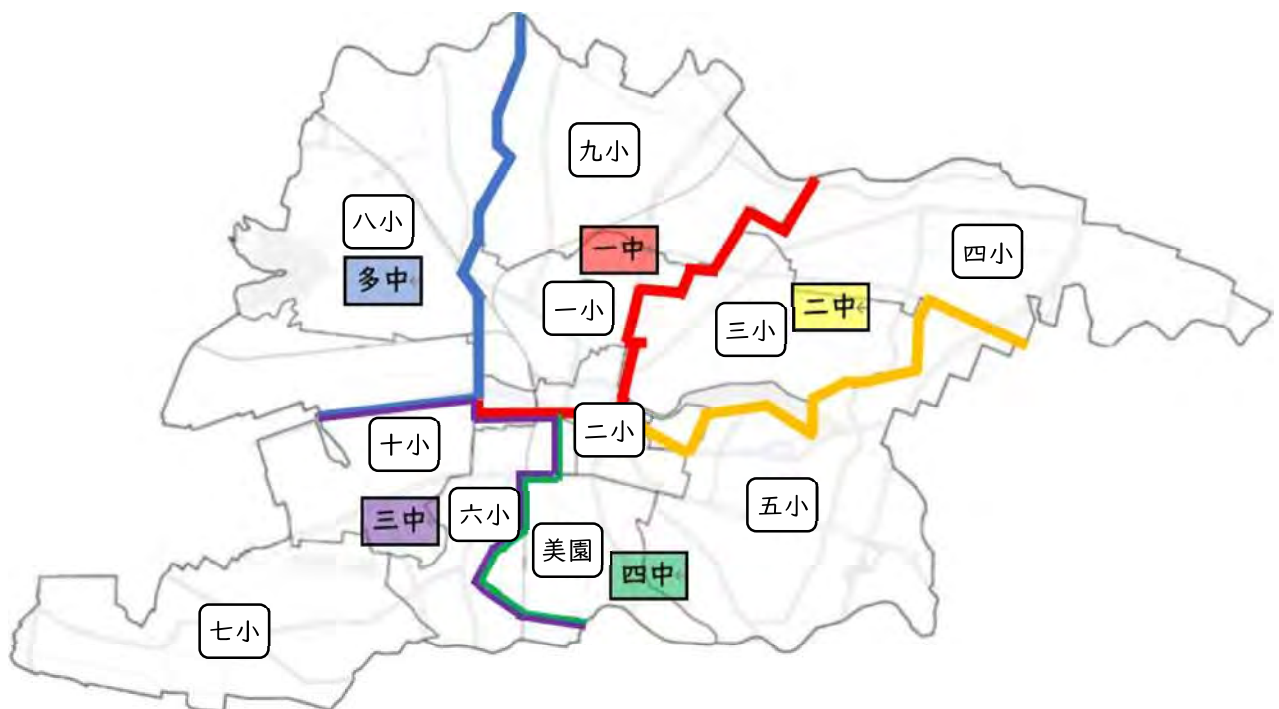
Ⅱ 館林市の現状と将来予測

Ⅰ 市立小中学校の位置

令和7年度現在、市内に小学校11校、中学校5校が設置されています。



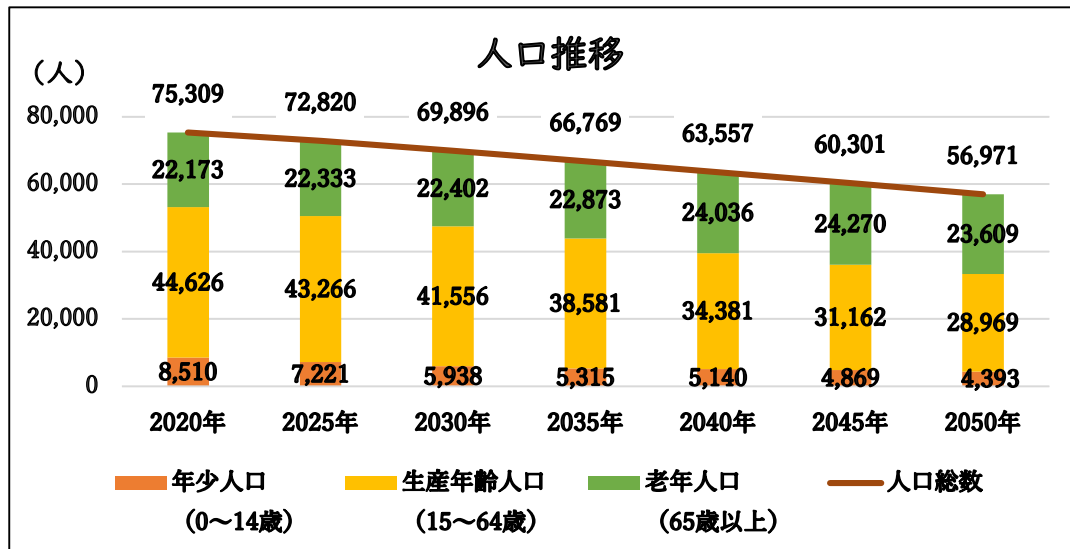
「地理院地図 Vector」(国土地理院)を基に作成



2 人口推移

(1) 本市の総人口の推移と将来推計

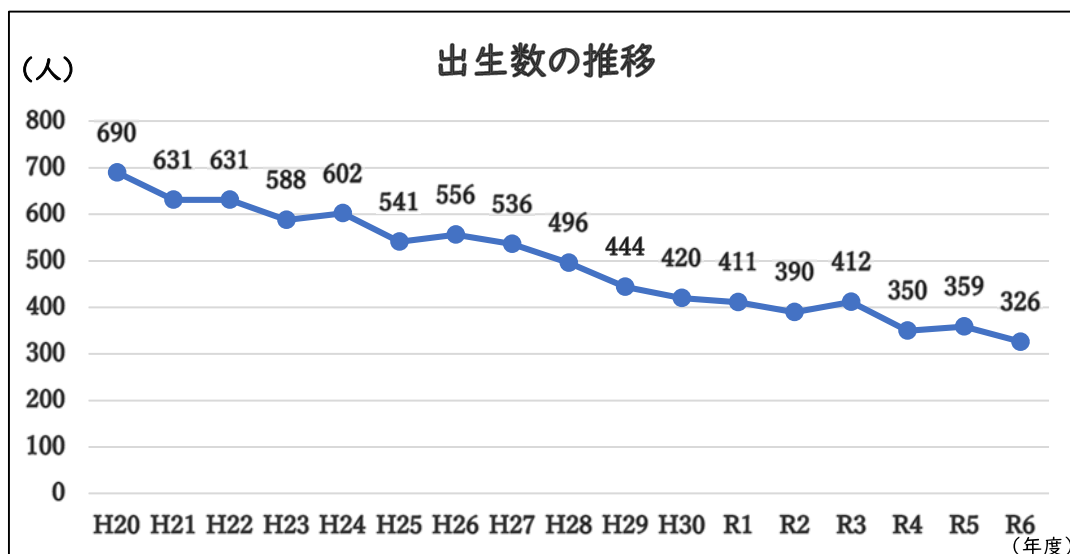
総人口を年少人口、生産年齢人口、老年人口の3つに分け、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）の推計値によると、年少人口及び生産年齢人口の減少により、総人口は、2020年（令和2年）には 75,309 人でしたが、2050年（令和32年）には 56,971 人まで減少することが見込まれています。



<出典> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023（令和5）年推計）」

(2) 出生数の推移

本市の出生数は、平成20年度には690人でしたが、減少傾向にあり、令和6年度には326人となっています。



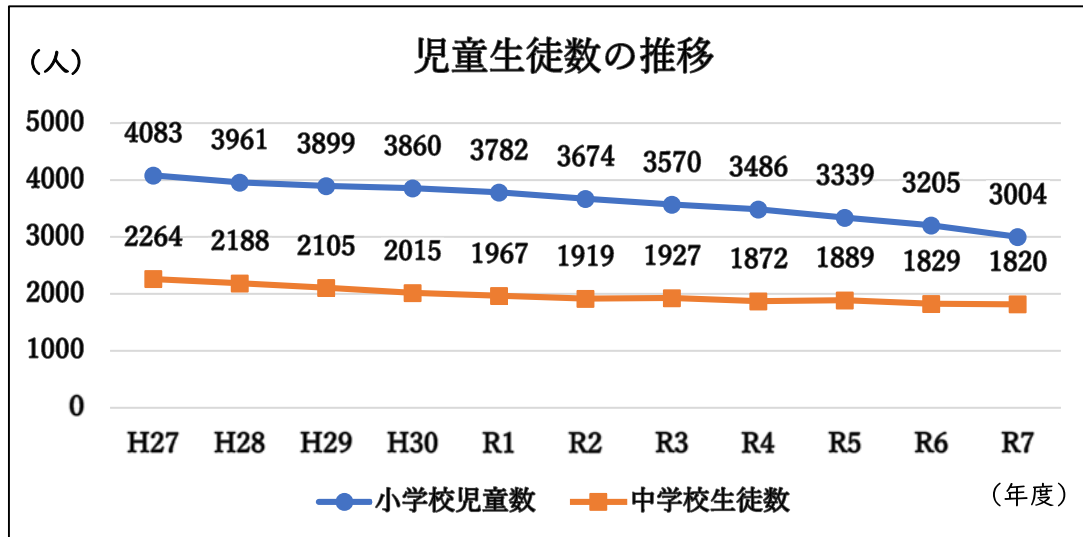
<出典> 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

3 児童生徒数・学級数の推移

(1) 児童生徒数の推移

令和7年度の小学校の児童数は3,004人であり、10年前と比較すると、平成27年度の児童数4,083人から1,079人減少(26.4%減)しています。

また、令和7年度の中学校の生徒数は1,820人であり、10年前と比較すると、平成27年度の生徒数2,264人から444人減少(19.6%減)しています。

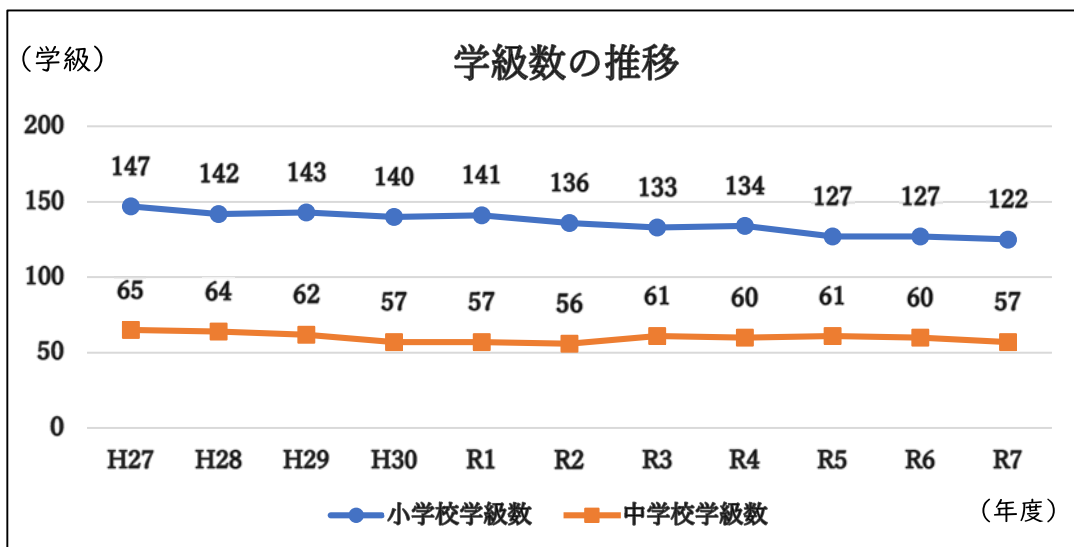


<出典> 住民基本台帳に基づく人口、館林市教育委員会学齢簿に基づく集計

(2) 学級数の推移(通常学級のみ)

令和7年度の小学校の学級数は122学級であり、10年前と比較すると、平成27年度の学級数147学級から25学級減少(17.0%減)しています。

また、令和7年度の中学校の学級数は57学級であり、10年前と比較すると、平成27年度の学級数65学級から8学級減少(12.3%減)しています。



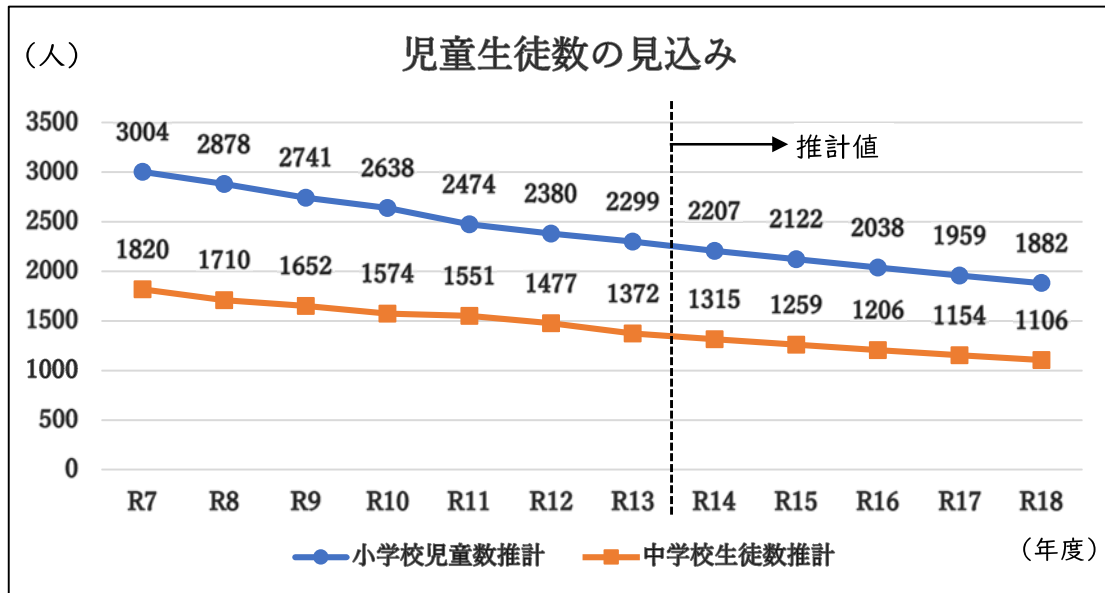
<出典> 住民基本台帳に基づく人口、館林市教育委員会学齢簿に基づく集計

4 児童生徒数・学級数の見込み

(1) 児童生徒数の見込み

小学校の児童数は、令和7年度の3,004人から令和13年度は2,299人となり、令和18年度には1,882人(37.4%減)となることが見込まれています。

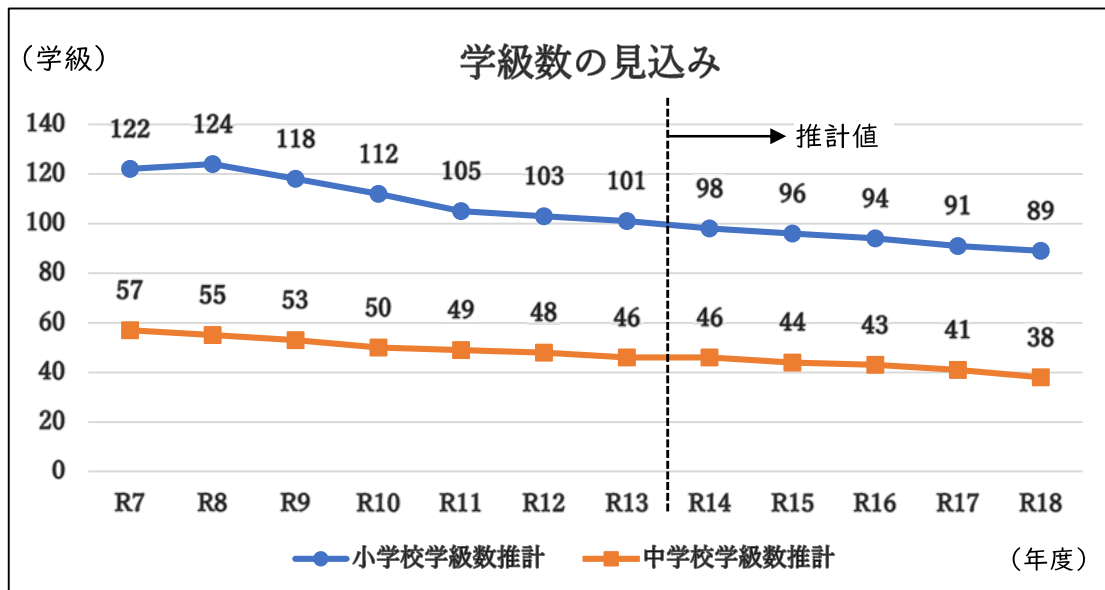
また、中学校の生徒数は、令和7年度の1,820人から令和13年度は1,372人となり、令和18年度には1,106人(39.2%減)となることが見込まれています。



(2) 学級数の見込み(通常学級のみ)

小学校の学級数は、令和7年度の122学級から令和13年度は101学級となり、令和18年度には89学級(27.0%減)となることが見込まれています。

また、中学校の学級数は、令和7年度の57学級から令和13年度は46学級となり、令和18年度には38学級(33.3%減)となることが見込まれています。



Ⅲ 現状と将来予測からの課題とこれからの学校教育

目 的

自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもの育成

(館林市教育大綱より)

館林市の学校教育（具体的目標）

- | | | |
|-----------------|---------------|--------------|
| I 魅力ある学校づくり | II 豊かな心の育成 | III 確かな学力の育成 |
| IV 健やかな体の育成 | V 個性を伸ばす教育の充実 | |
| VI 学校安全・危機管理の充実 | VII 幼児期の教育の充実 | |

現状・将来予測から児童生徒等の置かれている教育環境の課題

平等な教育環境の提供

- ▲多様な人間関係の構築
- ▲協働的な学びの充実
- ▲集団活動(行事)の制約
- ▲教科担任制の充実
- ▲部活動の制限

分散進学による諸問題

- ▲中Ⅰギャップによる不適応
- ▲小中連携の困難さ

教職員・保護者の負担

- ▲校務分掌の複数担当
- ▲PTA活動の充実

館林市の学校適正規模・適正配置の基本的な考え方

平等な教育環境の実現

- 学習環境の充実
・多様な価値観
・教科担任制 等
- 生活環境の充実
・豊かな人間関係
・行事や部活動 等

夢と希望の実現に向けた支援の充実

- 分散進学解消による
中Ⅰギャップ緩和
- 小中連携による
キャリア教育の充実

地域の教育力を生かした 魅力ある学校づくり

- 地域力を活用した
体験活動の充実
- 地域力を活用した
安全指導の充実
- 地域力を活用した
郷土愛の醸成

Ⅳ 適正規模・適正配置の基本的な考え方

Ⅰ 適正規模の基本的な考え方及び適正規模の基準

本市の目指す「自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもが育つまち」の実現のためには、教育環境の整備、充実が欠かせないことから、館林市教育委員会は、これまでの審議会からの答申を尊重しつつ、児童生徒が多様な学びや活動を通じて成長できる環境を提供するための学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方と基準を以下のとおりとします。

(1) 適正規模についての基本的な考え方

- ①児童生徒間及び児童生徒と教職員間において、多様な人間関係を育む中で社会性や規範意識を身に付け、自らの個性や能力を伸長させることが期待できる学校規模であること
- ②学級のクラス替えにより、児童生徒間の人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童生徒の活力の増進と学校の活性化を図ることが期待できる学校規模であること
- ③教科担任制、総合的な学習の時間の充実、対話・交流活動等、多様な教育活動が展開できる学校規模であること
- ④一定の教員数の確保により、教員が児童生徒と向き合う時間が増えるとともに、学校運営組織の効果的な編成が期待できる学校規模であること
- ⑤一定の児童生徒数を確保、維持することにより、児童生徒が自らの希望選択で活動に取り組めるクラブ活動や部活動等の活性化を促すことが期待できる学校規模であること
- ⑥協働的な学習や体験活動等を実施する際に、安全で十分な活動場所が確保できる学校規模であること

(2) 本市における小中学校の適正規模の基準

上記のような基本的な考え方を踏まえ、本市における学校の適正規模の基準を次のとおりとします。

学校	学級数・児童生徒数	適正規模の基準
小学校	1校あたりの学級数	全学年2学級以上とする12学級以上
	学年単学級の場合の児童数 (※1)	1学級16人以上30人以下(1・2年生) 1学級18人以上35人以下(3年～6年生)
中学校	1校あたりの学級数	全学年3学級以上とする9学級以上

(※1) 学校再編が行われるまでの暫定基準

◆小学校の適正規模

多様な人間関係を築くことができ、クラス替えが可能であることから、本市における学校規模（1校あたりの学級数）の基準を、「全学年2学級以上とする12学級以上」とします。

1学級の児童数が少ない場合には、教育の困難となる場合もあり、本市の現状を考慮しますと、望ましい学級規模（1学級あたりの児童数）の基準を、学年単学級の場合には、小学校1・2年生は「1学級16人以上30人以下」、小学校3年生～小学校6年生は「1学級18人以上35人以下」とします。

※学級規模についての上限を群馬県の学級編成基準とし、小学校1・2年生は「30人」、小学校3年生～小学校6年生は「35人」とします。

下限を1学年2学級編成となるために有する1学級の最小人数とし、小学校1・2年生は「16人」、小学校3年生～小学校6年生は「18人」とします。

◆中学校の適正規模

多様な人間関係を築くことができ、クラス替えが可能であり、全ての授業で教科担任による学習指導を行うことが望ましいことから、本市における学校規模（1校あたりの学級数）の基準を、「全学年3学級以上とする9学級以上」とします。

なお、学級規模（1学級あたりの生徒数）の基準は、上限を群馬県が定める中学校の1学級の学級編成基準「35人」とし、下限については、今後の学校再編に伴い、中学校の学年単学級が存在しないことから、基準を設けないこととします。

※学校教育法施行規則第41条では、『小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない』と示されています。また、同規則第79条では、第41条の規定は、『中学校に準用する』と示されています。

こちらについても、本市における適正規模の基準を規定する上で参考にしました。

※特別支援学級は、学校規模にかかわらず特別に支援を要する児童生徒のために設置されるべきものであり、適正規模の検討対象の学級数には含めないものと考えます。

2 適正配置の基本的な考え方及び適正配置の基準

(1) 適正配置についての基本的な考え方

児童生徒のより良い教育環境を整備し、本市の適正規模の小中学校を実現するためには、通学区域の見直し、変更が必要になる場合があります。そのため、児童生徒の通学距離、通学時間、通学路の安全、児童生徒への過大な負担とならないことなどを考慮しながら、学校を地域へ適切に配置することを適正配置の基本的な考え方とします。

また、学校再編にあたっては、地域の実情を踏まえて、通学可能かどうかを慎重に取り扱うこととし、通学距離が、適正配置の基準を超える場合には、代替交通手段（スクールバス等）の多様な交通手段の導入を検討することとします。

(2) 本市における小中学校の適正配置の基準

上記のような基本的な考え方を踏まえ、本市における学校の適正配置の基準を次のとおりとします。

通学時間・・・ 概ね40分以内

◇徒歩通学の場合、通学時間40分で通学できる距離を計算し、

小学校は概ね2.3km、中学校は概ね2.8kmとします。

通学方法・通学距離

学校	通学方法	通学距離
小学校	徒歩	概ね 2.3km以内
	代替交通手段 (スクールバス等)	2.3km超
中学校	徒歩	概ね 2.8km以内
	自転車	概ね 6.0km以内(国の適正な通学距離の基準)
	代替交通手段 (スクールバス等)	6.0km超

◆通学距離については、通学路の実態、天候事情等を勘案し、学校ごとにその実情に応じた判断が必要となり、参考にしながら柔軟に考えていくこととします。

※「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条2項」では、『通学距離が、小学校にあつては概ね4km以内、中学校にあつては概ね6km以内』と示されています。

また、「通学制限に係る児童生徒の心身の負担に関する調査研究(文部科学省)」では、『通学方法にかかわらず、40分以上の通学になると、児童生徒がストレスを感じる割合が高くなる』という報告がされています。

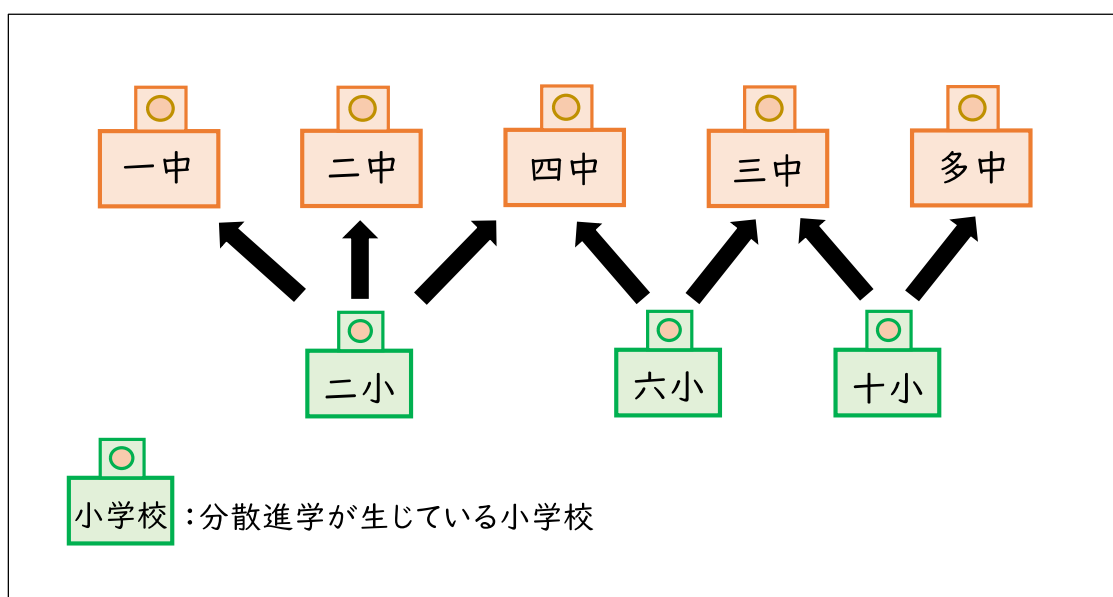
こちらについても、本市における適正配置の基準を規定する上で参考にしました。

3 通学区域の基本的な考え方

児童生徒の学びを充実させるためには、学校・家庭・地域の相互補完的な連携・協働関係を築いていくことが重要です。学校再編の取組により、通学区域が拡大し、再編後の学校と地域の関係が希薄化することが懸念されることから、現在の通学区域や学校と地域のつながり等を考慮した望ましい通学区域の考え方を検討する必要があります。

(1) 通学区域の現状

現行の通学区域においては、下図のとおり、1つの小学校の通学区域が複数の中学校にまたがる分散進学が生じています。



(2) 本市における望ましい通学区域の考え方

① 義務教育9年間の小中連携教育の推進の観点から

義務教育9年間のより良い学びの実現には、小中学校間の接続期における新しい環境での学習や生活に不適応を起こす現象「中1ギャップ」への効果的な対応の必要性があることや「小中学校のつながりのある教育活動」を充実させることなどの課題があります。こうしたことから、1つの小学校から複数の中学校へ進学する分散進学を解消し、これまでの教育活動を発展させた『義務教育9年間の小中連携教育の推進』が必要であると考えます。

② 学校と地域の協働関係の観点から

児童生徒の資質や能力は、学校・家庭・地域との多様ななかかわりの中で育まれるものであり、豊かな人間性や社会性を育む実践的・体験的な活動には「地域の教育力」が不可欠です。「学校の活力」を地域へ生かす活動や地域の声を学校運営に生かす仕組みとしてのコミュニティ・スクールを発展させることで、学校と地域のより密接な協働関係の構築につながり、学校を核とした地域コミュニティの活性化が期待されます。

③地域と児童生徒の関係への配慮の観点から

通学区域と地域は不可分であり、地域の実情に配慮することは、学校と地域が連携した教育活動を充実させることができ、児童生徒のより良い教育環境を整えるものとなります。通学区域を検討する場合、児童生徒がこれまで築いてきた学校や地域における交友関係や地域とのつながりについて配慮する必要があります。地域は、児童生徒の学びの場でもあり、その関係性を維持するため、分散進学の解消を図りつつ、現在の通学区域を基本とすることが望ましいものとして考えます。

【学校規模に関する資料】

館林市立小中学校の学校規模と将来推計について、令和7年度の状況はP12の図1、令和13年度の推計はP12の図2、令和18年度の推計はP13の図3のとおりです。

令和18年度までの推計は、令和7年5月1日現在の各校の児童生徒在籍数、住民基本台帳における小学校新入生予定数、そして、中学校新入生進学率を基に各学校の児童生徒数を推計し、そこから学級数を推計して掲載しています。また、令和7年度から令和18年度までの各学校、各学年の児童生徒数及び学級数の現状と将来推計についてはP14の図4からP17の図7のとおりです。

※P5の児童生徒数・学級数の見込みとP14の図4からP17の図7までの児童生徒数及び学級数に関して、令和8年度から令和13年度までは、令和7年5月1日現在の各校での児童生徒在籍数、住民基本台帳における小学校新入生予定数、そして、中学校新入生進学率を基に児童生徒数を算出し、そこから学級数を算出しています。（学級数については群馬県の基準に基づき、小学校1・2年生を「30人」、小学校3年生から中学校3年生を「35人」を上限として算出。）

※令和14年度以降は、令和7年度から令和13年度までの増減率を基に1年ごとの学校全体の児童生徒数を算出しています。さらに、算出された学校全体の児童生徒数から児童生徒在籍数を引き算し、小中学校の新入学生数を推計値として算出しています。

館林市立小中学校の学校規模と将来推計

令和7年度 小中学校の学級数別分布図

図1

学校数	0校			4校							7校								0校				
小学校				小学校 単学級 九小 139 七小 100 四小 54 二小 228							美園 318 八小 403 六小 262 五小 257 三小 330 十小 432 一小 481								学校名 児童数				
学級数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
規模	過小規模校			小規模校							標準規模校								大規模校				
学級数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
中学校				二中 238 多中 357							三中 384 一中 433 四中 408								学校名 生徒数				
学校数	0校			2校							3校								0校				

※学級数は特別支援学級の学級数が含まれていない。

令和13年度 小中学校の学級数別分布図

図2

学校数	1校			6校							4校								0校				
小学校	小学校 複式学級が存在 四小 23			小学校 単学級 九小 113 七小 55 五小 170 六小 199 二小 美園 203 216							十小 346 八小 324 三小 258 一小 392								学校名 児童数				
学級数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
規模	過小規模校			小規模校							標準規模校								大規模校				
学級数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
中学校				二中 190 三中 278 四中 308 一中 336 多中 260															学校名 生徒数				
学校数	0校			5校							0校								0校				

※赤枠で囲まれた小中学校は本市における適正規模の基準を下回る学校である。

館林市立小中学校の学校規模と将来推計

令和18年度 小中学校の学級数別分布図

図3

学校数	2校			6校							3校							0校				
小学校	小学校 複式学級が存在			小学校 単学級														学校名 児童数				
	四小			七小		五小	六小	二小		三小	十小		八小	一小								
	12			35		126	161	183		213	291		272	333								
学級数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
規模	過小規模校			小規模校							標準規模校							大規模校				
学級数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
中学校				二中		三中	四中	一中									学校名 生徒数					
				159		217	247	279														
						多中																
					204																	
学校数	0校			5校							0校							0校				

※赤枠で囲まれた小中学校は本市における適正規模の基準を下回る学校である。

※令和18年度の見込みは、令和7年5月1日現在の各校の児童生徒在籍数、住民基本台帳における小学校新入生予定数、そして、中学校新入生進学率を基に各学校の児童生徒数を推計し、そこから学級数を推計したものです。

児童数及び学級数の推計

・R8～R13の児童数は、小学校新入生予定数を基に算出

・R14以降は、R7～R13の増減率を基に算出

図4

学校名	学年	R7 (年度)		R8		R9		R10		R11		R12		R13		R14		R15		R16		R17		R18		
		児童数		学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数		
		通常	特支																							
一 小	1	63	7	3	65	3	49	2	77	3	74	3	74	3	53	2	52	2	37	2	65	3	63	3	63	3
	2	66	6	3	70	3	65	3	49	2	77	3	74	3	74	3	53	2	52	2	37	2	65	3	63	3
	3	77	8	3	72	3	70	2	65	2	49	2	77	3	74	3	74	3	53	2	52	2	37	2	65	2
	4	81	5	3	85	3	72	3	70	2	65	2	49	2	77	3	74	3	74	3	53	2	52	2	37	2
	5	79	6	3	86	3	85	3	72	3	70	2	65	2	49	2	77	3	74	3	74	3	53	2	52	2
	6	77	6	3	85	3	86	3	85	3	72	3	70	2	65	2	49	2	77	3	74	3	74	3	53	2
	特支	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	481	25	463	18	427	16	418	15	407	15	409	15	392	15	379	15	367	15	355	15	344	15	333	14	333	14
二 小	1	27	0	1	31	2	36	2	42	2	27	1	37	2	30	1	27	1	32	2	38	2	23	1	33	2
	2	30	3	1	27	1	31	2	36	2	42	2	27	1	37	2	30	1	27	1	32	2	38	2	23	1
	3	38	4	2	33	1	27	1	31	1	36	2	42	2	27	1	37	2	30	1	27	1	32	1	38	2
	4	45	0	2	42	2	33	1	27	1	31	1	36	2	42	2	27	1	37	2	30	1	27	1	32	1
	5	35	0	1	45	2	42	2	33	1	27	1	31	1	36	2	42	2	27	1	37	2	30	1	27	1
	6	45	1	2	35	1	45	2	42	2	33	1	27	1	31	1	36	2	42	2	27	1	37	2	30	1
	特支	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	228	11	213	9	214	10	211	9	196	8	200	9	203	9	199	9	195	9	191	9	187	8	183	8	183	8
三 小	1	35	2	2	47	2	44	2	37	2	44	2	39	2	47	2	37	2	35	2	28	1	35	2	31	2
	2	55	4	2	37	2	47	2	44	2	37	2	44	2	39	2	47	2	37	2	35	2	28	1	35	2
	3	49	5	2	59	2	37	2	47	2	44	2	37	2	44	2	39	2	47	2	37	2	35	1	28	1
	4	53	1	2	54	2	59	2	37	2	47	2	44	2	37	2	44	2	39	2	47	2	37	2	35	1
	5	72	1	3	54	2	54	2	59	2	37	2	47	2	44	2	37	2	44	2	39	2	47	2	37	2
	6	50	3	2	73	3	54	2	54	2	59	2	37	2	47	2	44	2	37	2	44	2	39	2	47	2
	特支	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	330	16	324	13	295	12	278	12	268	12	248	12	258	12	248	12	239	12	230	11	221	10	213	10	213	10
四 小	1	5(0)	0	1	3	*0	5	*0	5	1	1	*0	7	*0	2	1	0	*0	3	*0	3	*0	0	*0	4	*0
	2	8(2)	1(1)	1	5	1	3	1	5	1	5	1	1	1	7	1	2	1	0	1	3	1	3	0	1	1
	3	9(6)	1(1)	1	9	1	5	*0	3	*0	5	*0	5	*0	1	*0	7	*0	2	*0	0	*0	3	*0	3	*0
	4	9(1)	0	1	10	1	9	1	5	1	3	1	5	1	5	1	1	1	7	1	2	1	0	1	3	1
	5	10(1)	2(2)	1	9	1	10	1	9	1	5	*0	3	*0	5	*0	5	*0	1	*0	7	*0	2	*0	0	*0
	6	7(1)	2(1)	1	12	1	9	1	10	1	9	1	5	1	3	1	5	1	5	1	1	1	7	1	2	1
	特支	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	54(16)	8	48	5	41	4	37	5	28	3	26	3	23	4	20	3	18	3	16	3	15	3	12	3	12	3

・令和7年度,第四小学校【小規模特認校】のかっこ内の数字は他の学校区から就学している児童数を表す。 ・令和8年度以降は特別支援学級児童数を「児童数」に含める。

※第四小学校は複式学級の基準により1年、3年、5年生の学級数を0で表記。複式学級の基準:2つの学年の児童数の合計が「16人」以下。(1年生を含む場合は「8人」以下。)

※赤色付部分は本市の小学校の適正規模(1校あたりの学級数と学年単学級の場合の児童数)の基準を下回る数である。

※赤数字の1は学年単学級を表し、該当学年の児童数の推移を特に注視していく必要がある。

児童数及び学級数の推計

・R8～R13の児童数は、小学校新入生予定数に基づき算出

・R14以降は、R7～R13の増減率に基づき算出

図5

学校名	学年	R7（年度）				R8		R9		R10		R11		R12		R13		R14		R15		R16		R17		R18	
		児童数		学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	
		通常	特支																								
五小	1	38	1	2	32	2	35	2	32	2	30	1	25	1	16	1	22	1	26	1	23	1	22	1	17	1	
	2	33	1	2	39	2	32	2	35	2	32	2	30	1	25	1	16	1	22	1	26	1	23	1	22	1	
	3	44	1	2	34	1	39	2	32	1	35	1	32	1	30	1	25	1	16	1	22	1	26	1	23	1	
	4	41	1	2	45	2	34	1	39	2	32	1	35	1	32	1	30	1	25	1	16	1	22	1	26	1	
	5	46	2	2	42	2	45	2	34	1	39	2	32	1	35	1	32	1	30	1	25	1	16	1	22	1	
	6	44	5	2	48	2	42	2	45	2	34	1	39	2	32	1	35	1	32	1	30	1	25	1	16	1	
	特支	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	257	14	240	11	227	11	217	10	202	8	193	7	170	6	160	6	151	6	142	6	134	6	126	6	6	
六小	1	33	3	2	36	2	45	2	30	1	31	2	26	1	31	2	28	1	37	2	22	1	24	1	19	1	
	2	39	1	2	36	2	36	2	45	2	30	1	31	2	26	1	31	2	28	1	37	2	22	1	24	1	
	3	45	4	2	40	2	36	2	36	2	45	2	30	1	31	1	26	1	31	1	28	1	37	2	22	1	
	4	42	5	2	49	2	40	2	36	2	36	2	45	2	30	1	31	1	26	1	31	1	28	1	37	2	
	5	39	5	2	47	2	49	2	40	2	36	2	36	2	45	2	30	1	31	1	26	1	31	1	28	1	
	6	43	3	2	44	2	47	2	49	2	40	2	36	2	36	2	45	2	30	1	31	1	26	1	31	1	
	特支	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	262	15	252	12	253	12	236	11	218	11	204	10	199	9	191	8	183	7	175	7	168	7	161	7	7	
七小	1	13	0	1	9	1	16	1	9	1	8	1	10	1	3	1	4	*0	12	1	5	1	4	1	7	1	
	2	16	1	1	13	1	9	1	16	1	9	1	8	1	10	1	3	1	4	1	12	1	5	1	4	1	
	3	13	2	1	17	1	13	1	9	1	16	1	9	1	8	1	10	1	3	*0	4	*0	12	*0	5	1	
	4	16	1	1	15	1	17	1	13	1	9	1	16	1	9	1	8	1	10	1	3	1	4	1	12	1	
	5	14	0	1	17	1	15	1	17	1	13	1	9	1	16	1	9	1	8	1	10	1	3	*0	4	*0	
	6	24	0	1	14	1	17	1	15	1	17	1	13	1	9	1	16	1	9	1	8	1	10	1	3	1	
	特支	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	100	9	85	6	87	6	79	6	72	6	65	6	55	6	50	5	46	5	42	5	38	4	35	5		
八小	1	57	6	2	63	3	52	2	60	2	50	2	49	2	50	2	52	2	41	2	50	2	40	2	39	2	
	2	58	6	2	63	3	63	3	52	2	60	2	50	2	49	2	50	2	52	2	41	2	50	2	40	2	
	3	56	8	2	64	2	63	2	63	2	52	2	60	2	50	2	49	2	50	2	52	2	41	2	50	2	
	4	68	4	2	64	2	64	2	63	2	63	2	52	2	60	2	50	2	49	2	50	2	52	2	41	2	
	5	67	8	2	72	3	64	2	64	2	63	2	63	2	52	2	60	2	50	2	49	2	50	2	52	2	
	6	65	0	2	75	3	72	3	64	2	64	2	63	2	63	2	52	2	60	2	50	2	49	2	50	2	
	特支	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	403	17	401	16	378	14	366	12	352	12	337	12	324	12	313	12	302	12	292	12	282	12	272	12	12	

・令和8年度以降は特別支援学級児童数を「児童数」に含める。

※第七小学校は複式学級の基準により1年、3年、5年生の学級数を0で表記。複式学級の基準:2つの学年の児童数の合計が「16人」以下。(1年生を含む場合は「8人」以下。)

※赤色付部分は本市の小学校の通正規模(1校あたりの学級数と学年単学級の場合の児童数)の基準を下回る数である。

※赤数字の1は学年単学級を表し、該当学年の児童数の推移を特に注視していく必要がある。

児童数及び学級数の推計

・R8～R13の児童数は、小学校新入生予定数を基に算出

・R14以降は、R7～R13の増減率を基に算出

図6

学校名	学年	R7 (年度)		R8		R9		R10		R11		R12		R13		R14		R15		R16		R17		R18	
		児童数 通常	特支	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
九小	1	18	1	1	1	20	1	21	1	16	1	17	1	18	1	17	1	16	1	17	1	12	1	14	1
	2	18	2	1	1	21	1	20	1	21	1	16	1	17	1	18	1	17	1	16	1	17	1	12	1
	3	27	1	1	1	19	1	21	1	20	1	21	1	16	1	17	1	18	1	17	1	16	1	17	1
	4	22	1	1	1	20	1	19	1	21	1	20	1	21	1	16	1	17	1	18	1	17	1	16	1
	5	18	0	1	1	23	1	20	1	19	1	21	1	20	1	21	1	16	1	17	1	18	1	17	1
	6	28	3	1	1	18	1	23	1	20	1	19	1	21	1	20	1	21	1	16	1	17	1	18	1
	特支	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	139	8	129	6	131	6	129	6	117	6	114	6	113	6	109	6	105	6	101	6	97	6	94	6
十小	1	52	6	2	2	70	3	66	3	58	2	42	2	54	2	58	2	45	2	55	2	47	2	32	2
	2	64	4	3	2	58	2	56	2	66	3	58	2	42	2	54	2	58	2	45	2	55	2	47	2
	3	72	5	3	2	68	2	70	2	56	2	66	2	58	2	42	2	54	2	58	2	45	2	55	2
	4	69	3	2	2	77	3	58	2	70	2	56	2	66	2	58	2	42	2	54	2	58	2	45	2
	5	72	0	3	2	72	3	68	2	58	2	70	2	56	2	66	2	58	2	42	2	54	2	58	2
	6	81	4	3	2	72	3	77	3	68	2	58	2	70	2	56	2	66	2	58	2	42	2	54	2
	特支	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	432	20	417	16	401	15	395	14	376	13	350	12	346	12	334	12	323	12	312	12	301	12	291	12
美園小	1	44	3	2	2	43	2	43	2	22	1	39	2	29	1	31	2	29	1	32	2	12	1	29	1
	2	42	1	2	2	47	2	40	2	43	2	22	1	39	2	29	1	31	2	29	1	32	2	12	1
	3	49	7	2	2	43	2	43	2	40	2	43	2	22	1	39	2	29	1	31	1	29	1	32	1
	4	55	3	2	2	56	2	47	2	43	2	40	2	43	2	22	1	39	2	29	1	31	1	29	1
	5	56	3	2	2	58	2	43	2	47	2	43	2	40	2	43	2	22	1	39	2	29	1	31	1
	6	51	4	2	2	59	2	56	2	43	2	47	2	43	2	40	2	43	2	22	1	39	2	29	1
	特支	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	318	15	306	12	287	12	272	12	238	11	234	11	216	10	204	10	193	9	182	8	172	8	162	6

・令和8年度以降は特別支援学級児童数を「児童数」に含める。

※赤色付部分は本市の小学校の適正規模（1校あたりの学級数と学年単学級の場合の児童数）の基準を下回る数である。

※赤字の1は学年単学級を表し、該当学年の児童数の推移を特に注視していく必要がある。

生徒数及び学級数の推計

・R8～R13の生徒数は、R7年度中学校新入生進学率を基に算出

・R14以降は、R7～R13の増減率を基に算出

学校名	学年	R7（年度）			R8		R9		R10		R11		R12		R13		R14		R15		R16		R17		R18	
		生徒数 通常	特支	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
一 中	1	143	9	4	133	4	117	4	128	4	130	4	106	4	100	3	118	4	94	3	88	3	107	4	84	3
	2	125	4	4	152	5	133	4	117	4	128	4	130	4	106	4	100	3	118	4	94	3	88	3	107	4
	3	150	2	5	129	4	152	5	133	4	117	4	128	4	130	4	106	4	100	3	118	4	94	3	88	3
	特支	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	433		16	414	13	402	13	378	12	375	12	364	12	336	11	324	11	312	10	300	10	289	10	279	10
二 中	1	67	4	2	69	2	90	3	70	2	70	2	73	3	47	2	63	2	67	2	41	2	57	2	61	2
	2	74	2	3	71	3	69	2	90	3	70	2	70	2	73	3	47	2	63	2	67	2	41	2	57	2
	3	88	3	3	76	3	71	3	69	2	90	3	70	2	70	2	73	3	47	2	63	2	67	2	41	2
	特支	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	238		10	216	8	230	8	229	7	230	7	213	7	190	7	183	7	177	6	171	6	165	6	159	6
三 中	1	124	3	4	116	4	96	3	101	3	104	3	93	3	81	3	91	3	80	3	69	2	79	3	69	2
	2	121	3	4	127	4	116	4	96	3	101	3	104	3	93	3	81	3	91	3	80	3	69	2	79	3
	3	128	5	4	124	4	127	4	116	4	96	3	101	3	104	3	93	3	81	3	91	3	80	3	69	2
	特支	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	384		15	367	12	339	11	313	10	301	9	298	9	278	9	265	9	252	9	240	8	228	8	217	7
四 中	1	132	6	4	124	4	122	4	119	4	119	4	91	3	98	3	106	4	78	3	86	3	94	3	67	2
	2	119	6	4	138	4	124	4	122	4	119	4	119	4	91	3	98	3	106	4	78	3	86	3	94	3
	3	141	4	5	125	4	138	4	124	4	122	4	119	4	119	4	91	3	98	3	106	4	78	3	86	3
	特支	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	408		16	387	12	384	12	365	12	360	12	329	11	308	10	295	10	282	10	270	10	258	9	247	8
多 中	1	95	9	3	94	3	99	3	96	3	90	3	87	3	83	3	78	3	75	3	72	3	67	2	65	2
	2	122	6	4	104	3	94	3	99	3	96	3	90	3	87	3	83	3	78	3	75	3	72	3	67	2
	3	121	4	4	128	4	104	3	94	3	99	3	96	3	90	3	87	3	83	3	78	3	75	3	72	3
	特支	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	357		15	326	10	297	9	289	9	285	9	273	9	260	9	248	9	236	9	225	9	214	8	204	7

令和8年度以降は特別支援学級生徒数を「生徒数」に含める。
※赤色付部分は本市の中学校の適正規模（1校あたりの学級数）の基準を下回る数である。

V 学校再編の方法

本市の学校再編の方法は「学校の統合」と「通学区域の見直し」という2つの方策を、各学校、地域の実態に応じて適切に取り入れつつ、行っていくこととします。

(1) 学校の統合

統合の趣旨、実施方法等について、以下の①、②を基本的な考えとし、具体例を示しつつ、対象校の保護者や地域の方々に対し説明する場を設定し、理解を得て取組を進めることとします。

①新設校としての設置

学校の統合は、対象となる学校の規模（学級数や児童生徒数等）及び創立時からの経過年数にかかわらず、対等な関係の統合とします。統合の組み合わせ、学校の設置、学校施設の状況等により、適正規模の基準を維持している学校も統合の対象校とします。

②設置場所

新設校は、原則として統合対象校のいずれかの校地と既存の校舎を利活用していきます。使用校舎は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、周辺環境、児童生徒の通学距離などを勘案し決定していきます。また、新設校については、状況に応じて教育環境の更なる充実を図ることとします。

(2) 通学区域の見直し

通学区域の見直しにあたっては、通学路の安全、通学距離及び隣接校の児童生徒数、学校と地域とのこれまでの関係などに配慮します。また、通学区域を見直す際には、保護者や地域に対し、その意義と内容を説明し、理解を深める場を設定します。なお、事例によっては、段階的に通学区域の変更を進めることとします。

さらに、小中学校の連携を図り、義務教育である9年間を見通したカリキュラムを編成しやすくするため、可能な限り同一の小学校から同一の中学校への通学ができる小中学校の配置をしていく分散進学の解消を考えることとします。この考え方は「学校の統合」についても同様とします。

(3) 留意事項

将来の学校再編に向けた学校の在り方について、その基本的な考え方や望ましい基準等を検討してきました。これを受け、「館林市教育大綱」の学校教育に関する施策目的の一つである「自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもが育つまち」の実現に向けて、館林市教育委員会が学校再編に関する検討を開始するにあたって、以下の点について留意すべきであると考えます。

①児童生徒や保護者への配慮

- ・学校再編に伴い、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との人間関係等が大きく変化することから、新たな学校生活に安心して移行できるよう、学校再編前後の計画的な取組、教職員の配置など、児童生徒や保護者の心身の負担軽減に向けた対応を講じる必要があります。
- ・児童生徒が小中学校在学中に複数回の学校再編を経験することのないよう、その時期や順序等について、中長期的な視点により慎重に議論する必要があります。

②通学時の安全

- ・学校再編に伴い、通学区域が拡大したり、通学路が変更されたりするため、児童生徒の登下校を地域ぐるみで見守る体制や地域の実情を踏まえた通学路の整備など、学校・家庭・地域と関係機関が連携した安全対策を講じることにより、通学環境の安全確保に十分に留意する必要があります。
- ・通学時の安全確保や通学に伴う児童生徒の心身の負担軽減の観点からも、通学距離や通学時間を考慮し、代替交通手段（スクールバス等）の多様な通学方法について検討する必要があります。

③地域への配慮

- ・学校再編に伴い、それぞれの小中学校が連携・協働していく地域も広域化することから、これまで培ってきた学校と地域の関係を維持・発展させていく必要があります。
- ・児童生徒に求められる資質や能力は、多様な人々とかかわり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであることに加え、学校には地域コミュニティの拠点としての役割もあることから、学校再編にあたっては、地域の様々な実情を考慮し、地域住民の理解と協力を得ながら、より丁寧な協議進行に努める必要があります。

④学校の跡地活用

- ・学校再編に伴い、使われなくなった学校の跡地は地域にとっても貴重な財産であり、地域コミュニティの維持・活性化や産業振興など、様々な効果が期待されることから、その活用については、これまでの地域における学校の役割や地域の意見・要望を考慮しつつ、まちづくりの観点を含め、総合的に検討する必要があります。

Ⅵ 学校規模や通学区域等を視点としたエリア設定の考え方

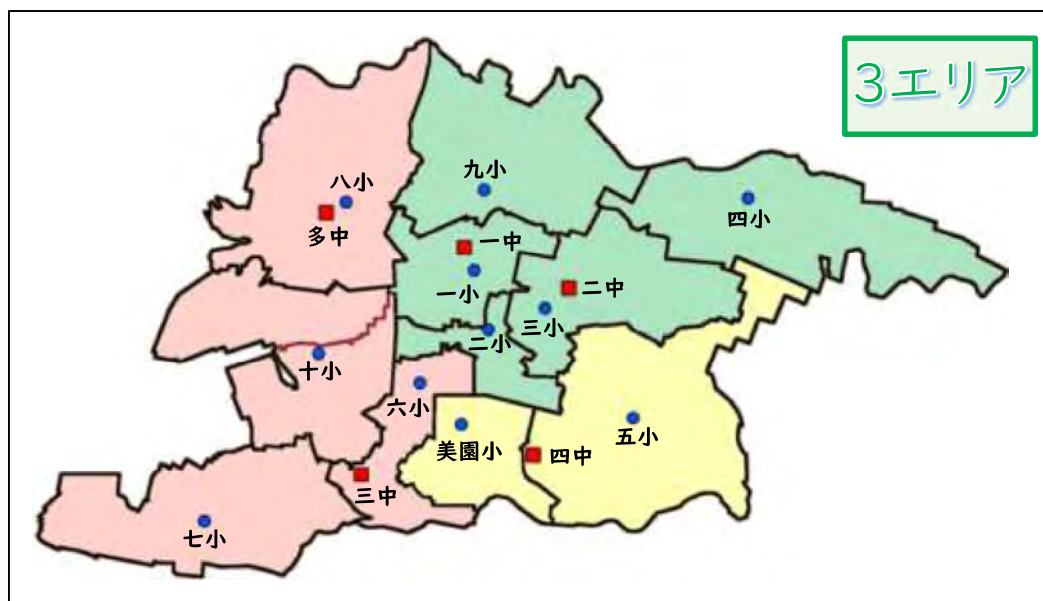
「館林市教育大綱」の学校教育に関する施策目的の一つである「自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもが育つまち」の実現に向けて、これまでより良い学校教育環境の在り方について、その基準や考え方を検討してきました。それらの内容を基に、学校再編に向けたエリア設定の考え方を整理する必要があると考えます。

【エリア設定の考え方】

児童生徒数の将来推計を基に、「館林市の適正規模・適正配置の基準」「現在の通学区域」「地域間の関係性」等を考慮し、エリア設定をしたシミュレーションを行い、小中学校の組み合わせや中学校における学校規模など、エリア設定にあたっての考え方を検討しました。

なお、各エリアは今後の学校再編を検討するエリアであり、再編後の学校数を示すものではありません。

(1) エリア設定のシミュレーション図



検討エリア	構成小学校	構成中学校
①	第一小・第九小	第一中・第二中
	第二小・第三小・第四小	
②	第六小・第七小・第十小(一部)	第三中・多々良中
	第八小・第十小(一部)	
③	第五小・美園小	第四中

(2) 本市におけるエリアの考え方

エリア設定の考え方には、様々な視点がありますが、児童生徒数の将来推計を基に、「館林市の適正規模・適正配置の基準」「現在の通学区域」「地域間の関係性」等を考慮し、複式学級や分散進学が解消される検討エリアの設定として、3エリアのシミュレーションを行いますと、以下のような効果と課題が考えられます。

効果	・学校集約効果により、教育環境や教職員配置の安定化が長期的に進む。 ・分散進学が生じている小学校の中学校区を一本化し、円滑な小中連携ができる。 など
課題	・学校再編による通学範囲が拡大し、代替交通手段（スクールバス等）への対応増が顕著である。 ・小中学校区が大きく変わることから、地域性への配慮が必要である。 など

(3) エリア設定を検討する場合の観点

エリア設定を検討するにあたっては、下記の4つの観点があると考えます。

① 児童生徒の良好な教育環境の実現

本市の望ましい適正規模の基準を踏まえ、児童生徒が切磋琢磨し、学び合える環境の確保や免許外教科指導を解消できる教職員配置、義務教育期間の系統性・連続性のある教育の推進、分散進学の解消など、児童生徒の良好な教育環境の実現を第一に考えていく必要があります。

② 通学時の安全

学校再編による通学区域の拡大に伴い、徒歩や自転車での通学距離が延長したり、交通量の多い道路を横断したりするなど、通学条件が厳しくなることから、交通安全の確保や不審者対策など、通学時の安全確保について更に徹底をする必要があります。

③ 学校と地域の連携・協働

学校再編にあたっては、「地域の教育力」を学校教育に生かしたり、「学校の活力」を地域に取り入れたりすることができるエリア設定を考えていく必要があります。

④ 地域づくりの核としての学校の在り方

学校は、地域コミュニティの拠点としての役割も担っているため、エリア設定にあたっては、行政区をはじめ、エリア内の公共施設の在り方など、まちづくりの一環としての視点も大切に、地域の実情を踏まえた検討が必要であると考えます。

※以上のことから、エリア設定を検討する場合の4つの観点を考慮し、学校規模の確保を優先しつつも、まちづくりの一環にもなり得ることも踏まえ、地域の理解や協力を得て、連携・協働関係を維持し、「地域の教育力」を最大限に発揮できる総合的な観点からみたエリア設定を行ったものです。

VII 今後の進め方

本市において、未来を担う子どもたちの教育環境の充実を図るため、これからの時代に求められる学校づくりに向けて、以下の手順を考慮しながら、学校・家庭・地域・行政が連携・協力して準備を進め、学校再編への円滑な移行を図ります。

「館林市立学校適正規模・適正配置基本方針」の周知

本基本方針の策定後は、ホームページ・広報紙など、様々な媒体を活用して広く周知するとともに、児童生徒の保護者をはじめ、地域住民等を対象とした説明会を開催し、十分に説明していくことで周知を図ります。



「（仮称）館林市立学校適正規模・適正配置基本計画」をエリアごとに策定

基本方針の周知と合わせて、学校再編に関する具体的な計画について、エリアごとに検討する委員会として、学校・保護者・地域と行政で組織する「（仮称）学校再編検討委員会」を設置します。

検討委員会では、基本方針に基づく学校再編の考え方、スケジュール、学校再編校の候補地などを検討し、（仮称）館林市立学校適正規模・適正配置基本計画を策定します。



「学校再編に向けたエリアごとの保護者・地域への説明会」の実施

基本計画の周知と合わせて、学校再編に向けてエリアごとに保護者や地域住民等を対象とした説明会を開催します。

その説明会では、エリアごとの児童生徒数の推移や将来推計、これからの教育の基本的な考え方、学校再編の考え方、スケジュール等をまとめた取組計画について、理解と協力が得られるよう丁寧に説明し、機運の醸成を図ります。

また、保護者や地域住民等の意見を適切に把握し、学校再編に反映するように対応します。



「（仮称）学校再編実行委員会」による協議

学校再編に向けたエリアごとの保護者や地域住民等を対象とした説明会の開催後には、そのエリアごとに学校・保護者・地域と行政で組織する「（仮称）学校再編実行委員会」を設置します。

実行委員会では、学校再編に関する具体的な事項について決定するための部会を設置し、校名や校歌、校章、体操着、通学の安全対策等に関するもののほか、学校と地

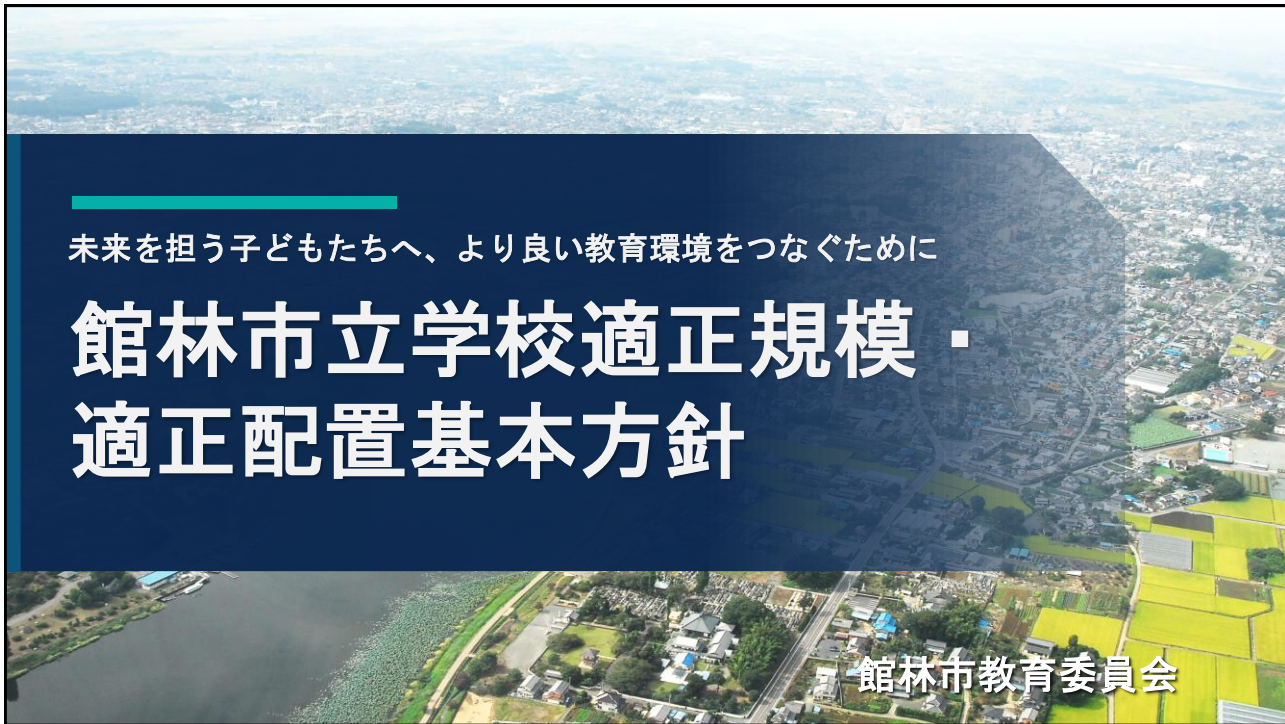
域の連携やPTAの組織体制など十分に協議します。

また、事務局は館林市教育委員会事務局が担い、会議などの運営を補佐します。



「学校再編校」の開校

学校再編の取組は、開校をもって完了するものですが、新たな教育環境の下、教育理念である「目指すべき子ども像」「求められる学校像」の実現を目指し、未来を担う子どもたち一人一人のよさが発揮される学校づくりに取り組んでいきます。



未来を担う子どもたちへ、より良い教育環境をつなぐために

館林市立学校適正規模・ 適正配置基本方針

館林市教育委員会

1. はじめに

本市の目指す教育のすがた

自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を
身につけた未来を担う子どもが育つまち

(館林市教育大綱より)



多様な価値観



豊かな人間関係

基本方針の目的

児童生徒の教育条件の改善を図り、より良い教育環境を確保する

基本方針策定の経過①

■令和5年11月10日

令和5年度第2回総合教育会議の開催

- ・館林市教育環境に関するアンケート調査の実施
- ・基本方針を策定するための審議会設置

■令和6年9月

館林市教育環境に関するアンケート調査を実施

《調査概要》

- ・調査期間：令和6年9月4日～9月25日
- ・調査方法：WEBまたは郵送（紙）
- ・調査対象：9,206人
 - 市立学校在籍の小4～中2児童生徒とその保護者、教職員（校長、教頭、教務主任）、市内園在籍の未就学児保護者（年中、年長クラス）、18歳以上の市民（無作為抽出）
- ・調査結果：回答者5,045人（回答率54.8%）

○アンケート結果より一部抜粋

【1学年あたりの学級数】

	小学校	中学校
学級数	3学級	3学級 または4学級

【1学級あたりの児童生徒数】

	小学校	中学校
児童生徒数	21人～30人	31人～35人

基本方針策定の経過②

■令和7年6月4日

館林市立学校適正規模・適正配置審議会を立ち上げ

審議会委員：学識経験者、保護者や行政区の代表者、園長、小中学校長、高等学校長（計9名）

諮問事項：館林市立学校適正規模・適正配置等について

- ・第1回（R7.6.4）
- ・第2回（R7.7.23）
- ・第3回（R7.10.14）
- ・第4回（R7.11.18）
- ・第5回（R8.1.20）

■令和8年1月28日

館林市立学校適正規模・適正配置審議会から館林市立学校適正規模・適正配置等について答申

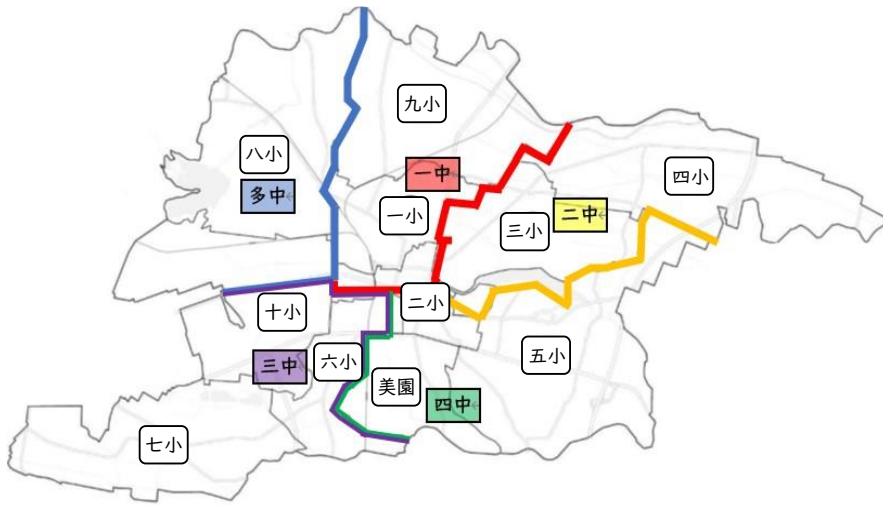
■令和8年3月19日

館林市立学校適正規模・適正配置基本方針を策定

2. 現状と将来予測

館林市立小中学校の位置

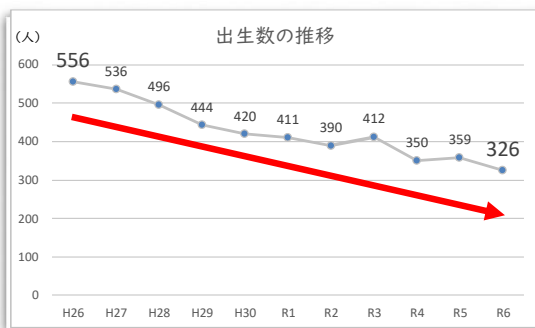
■令和8年度現在、市内に小学校11校、中学校5校設置



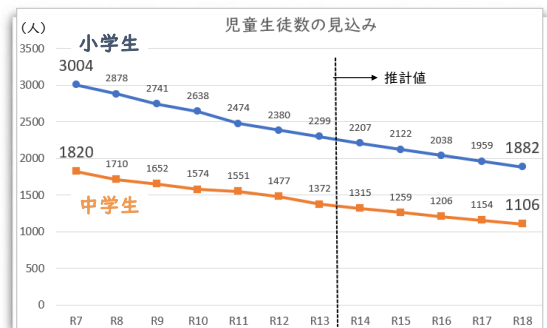
館林市の現状と将来予測：急激な少子化の現実

出生数 10年間で
41.4%減少

(平成26年度 556人 → 令和6年度 326人)



令和18年度(見込み)
小学生 37.4%減
中学生 39.2%減



令和8年度 小学校児童数・学級数

令和8年4月7日現在

学校名	1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年		特別支援学級		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
第一小学校	62	3	65	3	67	2	79	3	83	3	79	3	39	7	474	24
第二小学校	28	1	30	1	30	1	38	2	45	2	36	2	9	2	216	11
第三小学校	44	2	35								74	3	17	3	327	15
第四小学校	6	1	5								12	1	3	2	53	7
第五小学校	31	1	38								45	2	9	2	239	12
第六小学校	38	2	34								39	2	18	3	257	14
第七小学校	9	1	13								14	1	5	3	87	9
第八小学校	53	2	56	2	58	2	56	2	67	2	70	2	32	5	392	17
第九小学校	19	1	18	1	18	1	27	1	22	1	18	1	10	2	132	8
第十小学校	59	2	52	2	66	2	77	3	72	3	72	3	23	3	421	18
美園小学校	41	2	42	2	40	2	51	2	54	2	57	2	27	5	312	17
計	390	18	388	16	432	17	488	21	504	21	516	22	192	37	2,910	152

※注：第四小学校は2年と3年が同クラス(複式学級)

【令和8年度】
小学校では、全11校中、
7校に学年単学級が存在

令和8年度 中学校生徒数・学級数

令和8年4月7日現在

学校名	1学年		2学年		3学年		特別支援学級		計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第一中学校	110						22	4	398	16
第二中学校	66						13	3	219	10
第三中学校	125						10	2	381	14
第四中学校	115	4	134	4	122	4	20	4	391	16
多々良中学校	86	3	95	3	124	4	15	3	320	13
計	502	17	557	17	570	19	80	16	1,709	69

【令和8年度】
中学校では、1学年に
2学級の学校が1校存在

3. 課題とこれからの 学校教育

児童生徒数の減少がもたらす「教育上の課題」



人間関係の固定化

クラス替えができず、新しい価値観に触れる機会や多様な人間関係を築く機会が減少する



教育活動・行事の制限

人数不足により、活気ある部活動、グループワーク、大規模な学校行事の維持が困難になる



教職員・保護者の負担

- ・教職員は校務分掌の複数担当により、子どもたちと直接向き合う時間が削られる
- ・保護者はPTA役員を毎年担当するなどの負担増

再編が目指す「3つの姿」



① 平等な教育環境の実現

クラス替えによる多様な人間関係の構築、教科担任制の充実、活発な部活動や学校行事の実現。



② 夢と希望の実現に向けた支援の充実

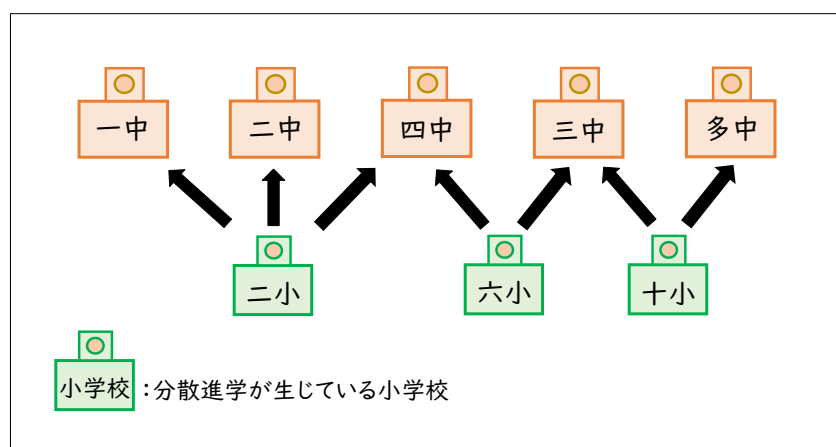
1つの小学校から複数の中学校へ分かれる「分散進学」を解消。中1ギャップを緩和し、9年間を見通した一貫性のある学びを提供。



③ 地域の教育力を生かした魅力ある学校づくり

地域コミュニティと連携した体験活動や安全見守りを充実させ、郷土愛を育む。

分散進学と中1ギャップとは



中1ギャップ

小中学校間の接続期に環境や学習の変化に適応できず、心身の不調や学習意欲の低下、さらには不登校を起こす現象

分散進学を解消し、中1ギャップの緩和と小中連携教育の推進が必要

【アンケート結果より一部抜粋】 「学区の見直し等の心配な点について」

小中学生では、友達と別れる、新たな友達関係の構築など、人間関係に関する心配が最も高い。

4. 適正規模・適正配置 の基本的な考え方

「適正規模」の基準



小学校

12学級以上

全学年2学級以上で
クラス替えが可能



中学校

9学級以上

全学年3学級以上で
教科担任制が充実

・特別支援学級は、学校規模にかかわらず特別に支援を要する児童生徒のために設置されるべき
ものであり、適正規模の検討対象の学級数には含めないものと考えます。



※学校再編が行われるまでの暫定基準（教育の質を維持するための下限・上限）

小学校1・2年生：1学級16人以上30人以下 | 小学校3～6年生：1学級18人以上35人以下

安全を最優先した「適正配置の基準」

通学時間は概ね40分以内を目安



徒歩

- ・小学校：概ね 2.3km以内
- ・中学校：概ね 2.8km以内



自転車

- ・中学校：概ね 6.0km以内



代替交通手段

- ・基準を超える場合に検討

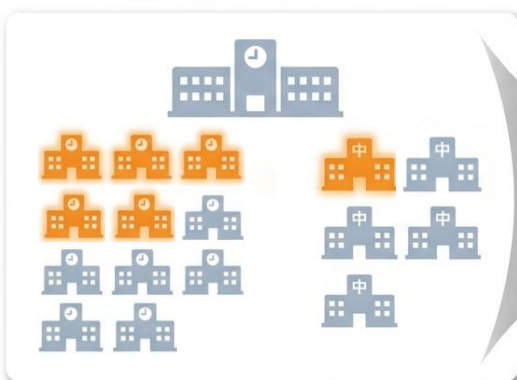


【留意事項】

適正配置の基準（距離・時間）を超える場合は、安全を第一に考え、代替交通手段（スクールバス等）の導入を柔軟に検討します。

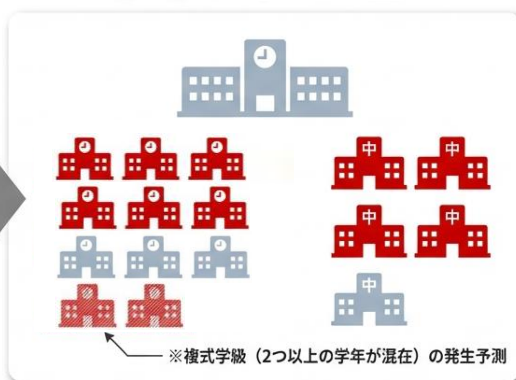
適正規模の基準を下回る 学校の増加予測（令和8年 ➡ 令和18年）

現在の状況（令和8年度）



基準を下回る学校：小学校 5 校 / 中学校1校

将来予測（令和18年度）



基準を下回る学校：小学校8校 / 中学校4校

令和18年には大半の学校が適正規模を下回る見込みです

5. 学校再編の方法

学校再編の2つの方策



1. 学校の統合

対等な関係で「新設校」として設置

- 規模や創立時からの経過年数にかかわらず、対等な関係で統合します。
- 再編の対象校におけるそれぞれのよさを引き継ぎ、新しい学校を創ります。
- 既存の学校施設を原則活用し、必要に応じて改修等の整備を行います。



2. 通学区域の見直し

安全と地域との関係性を最大限に配慮

- 分散進学を解消し、9年間の小中連携を推進する学区の見直しを目指します。
- 通学路の安全性と、学校と地域のこれまでの関係を重視します。
- 必要や状況に応じて、移行期間を設けて通学区域の変更を進める場合があります。

学校再編を進めるにあたっての留意事項（児童生徒・保護者や地域に寄り添う配慮）



1. 心身のケア

新たな学校生活へ安心して移行できるよう、学校・家庭・関係機関が連携し、子どもたちの心身の負担軽減に向けたきめ細やかなサポート体制を構築します。



2. 安全確保

通学区域の拡大に伴い、通学路の安全点検の実施や代替交通手段（スクールバス等）の多様な通学方法について検討するなど、警察や地域ボランティアと連携し、子どもたちの毎日の登下校の安全確保に留意します。



3. 地域連携

これまで地域と学校が長い時間をかけて培ってきた絆や伝統を尊重し、学校と地域の関係を維持・発展していきます。



4. 跡地活用

使われなくなった学校の施設や敷地は、これまでの地域の思いを汲み取り、まちづくりの視点を含めた総合的な観点で、新たな活用方法を検討します。

6. 学校再編の 検討エリア

学校再編に向けた「3エリア」設定



エリア設定を検討した際の4つの観点

- ①児童生徒の良好な教育環境の実現
- ②通学時の安全
- ③学校と地域の連携・協働
- ④地域づくりの核としての学校の在り方

学校規模の確保を優先しつつも、まちづくりの一環にもなり得ることも踏まえ「地域の教育力」を最大限に発揮できる総合的な観点からみたエリア設定を行いました。



※ご注意ください

各エリアは今後の学校再編の組み合わせを検討・シミュレーションするための区分です。再編後の最終的な学校数を表すものではありません。

7. 今後の進め方

新たな学校づくりへのロードマップ

今年度4月末から
5月に実施

現在地



市民・保護者への
現状と方針説明

基本計画策定
(学校再編のスケ
ジュール、再編校
の候補地など)

各エリアの保護者
・地域住民へ基本
計画の説明

開校に向けた準備
(校名、校歌、体操着、
制服、通学安全、
PTA組織等)

多様な仲間と切磋琢磨
できる新しい教育環境
のスタート

※【検討委員会の委員構成】
学識経験者、区長、小・中学校長、
幼稚園・保育園・こども園長、
児童生徒保護者、未就学児保護者

すべては、未来を担う 子どもたちのために

時代が急速に変化し、少子化が進む中においても、
子どもたちが多様な価値観に触れ、互いに認め合い、
切磋琢磨できる豊かな環境を守り抜く責任が私たち
にはあります。

館林市が目指すのは、「自ら学ぶ意欲とたくましく
生きる力を身につけた未来を担う子ども」の育成
です。

地域の大人が手を取り合い、持続可能で魅力的な「新しい
学校づくり」へ、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

児童数及び学級数の推計

・R9～R14の児童数は、小学校新入生予定数を基に算出

・R15以降は、R8～R14の増減率を基に算出

学校名	学年	R8（年度）			R9		R10		R11		R12		R13		R14		R15		R16		R17		R18		R19	
		児童数		学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
		通常	特支																							
一 小	1	62	8	3	55	2	74	3	73	3	76	3	48	2	67	3	44	2	63	3	63	3	66	3	38	2
	2	65	7	3	70	3	55	2	74	3	73	3	76	3	48	2	67	3	44	2	63	3	63	3	66	3
	3	67	5	2	72	3	70	2	55	2	74	3	73	3	76	3	48	2	67	2	44	2	63	2	63	2
	4	79	8	3	72	3	72	3	70	2	55	2	74	3	73	3	76	3	48	2	67	2	44	2	63	2
	5	83	5	3	87	3	72	3	72	3	70	2	55	2	74	3	73	3	76	3	48	2	67	2	44	2
	6	79	6	3	88	3	87	3	72	3	72	3	70	2	55	2	74	3	73	3	76	3	48	2	67	2
	特支	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	474		24	444	17	430	16	416	16	420	16	396	15	393	16	382	16	371	15	361	15	351	14	341	13
二 小	1	28	0	1	36	2	42	2	26	1	33	2	33	2	33	2	34	2	40	2	24	1	31	2	31	2
	2	30	0	1	28	1	36	2	42	2	26	1	33	2	33	2	33	2	34	2	40	2	24	1	31	2
	3	30	4	1	30	1	28	1	36	2	42	2	26	1	33	1	33	1	33	1	34	1	40	2	24	1
	4	38	4	2	34	1	30	1	28	1	36	2	42	2	26	1	33	1	33	1	33	1	34	1	40	2
	5	45	1	2	42	2	34	1	30	1	28	1	36	2	42	2	26	1	33	1	33	1	33	1	34	1
	6	36	0	2	46	2	42	2	34	1	30	1	28	1	36	2	42	2	26	1	33	1	33	1	33	1
	特支	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	216		11	216	9	212	9	196	8	195	9	198	10	203	10	201	9	199	8	197	7	195	8	193	9
三 小	1	44	2	2	44	2	38	2	43	2	36	2	44	2	25	1	33	2	27	1	32	2	26	1	35	2
	2	35	2	1	46	2	44	2	38	2	43	2	36	2	44	2	25	1	33	2	27	1	32	2	26	1
	3	55	4	2	37	1	46	2	44	2	38	2	43	2	36	2	44	2	25	1	33	1	27	1	32	1
	4	49	6	2	59	2	37	1	46	2	44	2	38	2	43	2	36	2	44	2	25	1	33	1	27	1
	5	53	2	2	55	2	59	2	37	1	46	2	44	2	38	2	43	2	36	2	44	2	25	1	33	1
	6	74	1	3	55	2	55	2	59	2	37	1	46	2	44	2	38	2	43	2	36	2	44	2	25	1
	特支	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	327		15	296	11	279	11	267	11	244	11	251	12	230	11	219	11	208	10	197	9	187	8	178	7
四 小	1	6(2)	0	1	5	1	5	1	1	*0	8	1	4	1	4	*0	3	*0	3	*0	1	*0	6	*0	2	*0
	2	5(0)	0		6	1	5	1	5	1	1	1	8	1	4	1	4	1	3	1	2	1	1	1	6	1
	3	8(2)	1(1)	1	5	*0	6	*0	5	*0	5	*0	1	*0	8	*0	4	*0	4	*0	2	*0	2	*0	1	*0
	4	10(7)	1(1)	1	9	1	5	1	6	1	5	1	5	1	1	1	8	1	4	1	4	1	2	1	2	1
	5	9(1)	0	1	11	1	9	1	5	*0	6	*0	5	*0	5	*0	1	*0	8	*0	4	*0	4	*0	2	*0
	6	12(3)	1(1)	1	9	1	11	1	9	1	5	1	6	1	5	1	5	1	1	1	8	1	4	1	4	1
	特支	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	53(18)		7	45	5	41	5	31	3	30	4	29	4	27	3	25	3	23	3	21	3	19	3	17	3

・令和8年度,第四小学校【小規模特認校】のかっこ内の数字は他の学校区から就学している児童数を表す。 ・令和9年度以降は特別支援学級児童数を「児童数」に含める。

*第四小学校は複式学級の基準により1年、3年、5年生の学級数を0で表記。複式学級の基準:2つの学年の児童数の合計が「16人」以下。(1年生を含む場合は「8人」以下。)

※本市の小学校の学校規模(1校あたりの学級数)の基準を下回り、かつ学校再編が行われるまでの暫定基準(学年単学級の場合の児童数)を下回る部分を赤色付けしている。

※赤数字の1は学校再編が行われるまでの暫定基準を満たしているものの、学校規模の基準を下回っている。ただし、該当学年の児童数の推移を注視する必要がある。

児童数及び学級数の推計																・R9～R14の児童数は、小学校新入生予定数を基に算出										・R15以降は、R8～R14の増減率を基に算出									
学校名	学年	R8（年度）			R9		R10		R11		R12		R13		R14		R15		R16		R17		R18		R19										
		児童数		学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数											
		通常	特支																																
五小	1	31	1	1	34	2	34	2	27	1	30	1	19	1	17	1	25	1	26	1	19	1	22	1	12	1									
	2	38	1	2	32	1	34	2	34	2	27	1	30	1	19	1	17	1	25	1	26	1	19	1	22	1									
	3	33	1	1	39	2	32	1	34	1	34	1	27	1	30	1	19	1	17	1	25	1	26	1	19	1									
	4	43	2	2	34	1	39	2	32	1	34	1	34	1	27	1	30	1	19	1	17	1	25	1	26	1									
	5	40	2	2	45	2	34	1	39	2	32	1	34	1	34	1	27	1	30	1	19	1	17	1	25	1									
	6	45	2	2	42	2	45	2	34	1	39	2	32	1	34	1	34	1	27	1	30	1	19	1	17	1									
	特支	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
	合計	239		12	226	10	218	10	200	8	196	7	176	6	161	6	152	6	144	6	136	6	128	6	121	6									
六小	1	38	0	2	45	2	34	2	30	1	28	1	34	2	30	1	38	2	27	1	23	1	21	1	28	1									
	2	34	3	1	38	2	45	2	34	2	30	1	28	1	34	2	30	1	38	2	27	1	23	1	21	1									
	3	40	1	2	37	1	38	2	45	2	34	1	30	1	28	1	34	1	30	1	38	2	27	1	23	1									
	4	44	4	2	41	2	37	1	38	2	45	2	34	1	30	1	28	1	34	1	30	1	38	2	27	1									
	5	44	5	2	48	2	41	2	37	1	38	2	45	2	34	1	30	1	28	1	34	1	30	1	38	2									
	6	39	5	2	49	2	48	2	41	2	37	1	38	2	45	2	34	1	30	1	28	1	34	1	30	1									
	特支	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
	合計	257		14	258	11	243	11	225	10	212	8	209	9	201	8	194	7	187	7	180	7	173	7	167	7									
七小	1	9	0	1	15	1	9	1	8	1	11	1	3	1	8	1	12	1	6	1	5	1	8	1	1	*0									
	2	13	0	1	9	1	15	1	9	1	8	1	11	1	3	1	8	1	12	1	6	1	5	1	7	1									
	3	17	1	1	13	1	9	1	15	1	9	1	8	1	11	1	3	*0	8	*0	12	1	6	1	5	*0									
	4	14	2	1	18	1	13	1	9	1	15	1	9	1	8	1	11	1	3	1	8	1	12	1	6	1									
	5	15	2	1	16	1	18	1	13	1	9	1	15	1	9	1	8	1	11	1	3	*0	8	*0	12	1									
	6	14	0	1	17	1	16	1	18	1	13	1	9	1	15	1	9	1	8	1	11	1	3	1	8	1									
	特支	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
	合計	87		9	88	6	80	6	72	6	65	6	55	6	54	6	51	5	48	5	45	5	42	5	39	4									
八小	1	53	4	2	54	2	58	2	52	2	46	2	56	2	40	2	43	2	47	2	42	2	36	2	46	2									
	2	56	6	2	57	2	54	2	58	2	52	2	46	2	56	2	40	2	43	2	47	2	42	2	36	2									
	3	58	5	2	62	2	57	2	54	2	58	2	52	2	46	2	56	2	40	2	43	2	47	2	42	2									
	4	56	6	2	63	2	62	2	57	2	54	2	58	2	52	2	46	2	56	2	40	2	43	2	47	2									
	5	67	4	2	62	2	63	2	62	2	57	2	54	2	58	2	52	2	46	2	56	2	40	2	43	2									
	6	70	7	2	71	2	62	2	63	2	62	2	57	2	54	2	58	2	52	2	46	2	56	2	40	2									
	特支	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
	合計	392		17	369	12	356	12	346	12	329	12	323	12	306	12	295	12	284	12	274	12	264	12	254	12									

・令和9年度以降は特別支援学級児童数を「児童数」に含める。

＊第七小学校は複式学級の基準により1年、3年、5年生の学級数を0で表記。複式学級の基準:2つの学年の児童数の合計が「16人」以下。（1年生を含む場合は「8人」以下。）

※本市の小学校の学校規模（1校あたりの学級数）の基準を下回り、かつ学校再編が行われるまでの暫定基準（学年単学級の場合の児童数）を下回る部分を赤色付けしている。

※赤数字の1は学校再編が行われるまでの暫定基準を満たしているものの、学校規模の基準を下回っている。ただし、該当学年の児童数の推移を注視する必要がある。

児童数及び学級数の推計																・R9～R14の児童数は、小学校新入生予定数を基に算出										・R15以降は、R8～R14の増減率を基に算出									
学校名	学年	R8（年度）			R9		R10		R11		R12		R13		R14		R15		R16		R17		R18		R19										
		児童数		学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数									
		通常	特支																																
九小	1	19	4	1	20	1	21	1	19	1	17	1	19	1	12	1	17	1	18	1	16	1	14	1	16	1									
	2	18	1	1	23	1	20	1	21	1	19	1	17	1	19	1	12	1	17	1	18	1	16	1	14	1									
	3	18	2	1	19	1	23	1	20	1	21	1	19	1	17	1	19	1	12	1	17	1	18	1	16	1									
	4	27	1	1	20	1	19	1	23	1	20	1	21	1	19	1	17	1	19	1	12	1	17	1	18	1									
	5	22	2	1	28	1	20	1	19	1	23	1	20	1	21	1	19	1	17	1	19	1	12	1	17	1									
	6	18	0	1	24	1	28	1	20	1	19	1	23	1	20	1	21	1	19	1	17	1	19	1	12	1									
	特支	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
	合計	132		8	134	6	131	6	122	6	119	6	119	6	108	6	105	6	102	6	99	6	96	6	93	6									
十小	1	59	5	2	57	2	64	3	55	2	42	2	50	2	61	3	45	2	52	2	44	2	31	2	40	2									
	2	52	8	2	64	2	57	2	64	3	55	2	42	2	50	2	61	3	45	2	52	2	44	2	31	2									
	3	66	3	2	60	2	64	2	57	2	64	2	55	2	42	2	50	2	61	2	45	2	52	2	44	2									
	4	77	4	3	69	2	60	2	64	2	57	2	64	2	55	2	42	2	50	2	61	2	45	2	52	2									
	5	72	3	3	81	3	69	2	60	2	64	2	57	2	64	2	55	2	42	2	50	2	61	2	45	2									
	6	72	0	3	75	3	81	3	69	2	60	2	64	2	57	2	64	2	55	2	42	2	50	2	61	2									
	特支	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
	合計	421		18	406	14	395	14	369	13	342	12	332	12	329	13	317	13	305	12	294	12	283	12	273	12									
美園小	1	41	4	2	36	2	46	2	25	1	35	2	29	1	27	1	24	1	35	2	15	1	25	1	20	1									
	2	42	4	2	45	2	36	2	46	2	25	1	35	2	29	1	27	1	24	1	35	2	15	1	25	1									
	3	40	1	2	46	2	45	2	36	2	46	2	25	1	35	1	29	1	27	1	24	1	35	1	15	1									
	4	51	9	2	41	2	46	2	45	2	36	2	46	2	25	1	35	1	29	1	27	1	24	1	35	1									
	5	54	5	2	60	2	41	2	46	2	45	2	36	2	46	2	25	1	35	1	29	1	27	1	24	1									
	6	57	4	2	59	2	60	2	41	2	46	2	45	2	36	2	46	2	25	1	35	1	29	1	27	1									
	特支	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
	合計	312		17	287	12	274	12	239	11	233	11	216	10	198	8	186	7	175	7	165	7	155	6	146	6									

・令和9年度以降は特別支援学級児童数を「児童数」に含める。

※本市の小学校の学校規模（1校あたりの学級数）の基準を下回り、かつ学校再編が行われるまでの暫定基準（学年単学級の場合の児童数）を下回る部分を赤色付けしている。

※赤数字の1は学校再編が行われるまでの暫定基準を満たしているものの、学校規模の基準を下回っている。ただし、該当学年の児童数の推移を注視する必要がある。

生徒数及び学級数の推計

・R9～R14の生徒数は、R8年度中学校新入生進学率を基に算出

・R14以降は、R7～R13の増減率を基に算出

学校名	学年	R8（年度）			R9		R10		R11		R12		R13		R14		R15		R16		R17		R18		R19	
		生徒数		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
		通常	特支																							
一中	1	110	8	4	117	4	130	4	131	4	105	3	103	3	104	3	94	3	92	3	94	3	84	3	82	3
	2	140	10	4	118	4	117	4	130	4	131	4	105	3	103	3	104	3	94	3	92	3	94	3	84	3
	3	126	4	4	150	4	118	4	117	4	130	4	131	4	105	3	103	3	104	3	94	3	92	3	94	3
	特支	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	398		16	385	12	365	12	378	12	366	11	339	10	312	9	301	9	290	9	280	9	270	9	260	9
二中	1	66	6	2	96	3	74	3	75	3	75	3	48	2	58	2	70	2	43	2	53	2	65	2	38	2
	2	65	5	2	72	2	96	3	74	3	75	3	75	3	48	2	58	2	70	2	43	2	53	2	65	2
	3	75	2	3	70	2	72	2	96	3	74	3	75	3	75	3	48	2	58	2	70	2	43	2	53	2
	特支	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	219		10	238	7	242	8	245	9	224	9	198	8	181	7	176	6	171	6	166	6	161	6	156	6
三中	1	125	5	4	96	3	105	3	104	3	95	3	81	3	80	3	81	3	68	2	67	2	69	2	57	2
	2	123	2	4	130	4	96	3	105	3	104	3	95	3	81	3	80	3	81	3	68	2	67	2	69	2
	3	123	3	4	125	4	130	4	96	3	105	3	104	3	95	3	81	3	80	3	81	3	68	2	67	2
	特支	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	381		14	351	11	331	10	305	9	304	9	280	9	256	9	242	9	229	8	216	7	204	6	193	6
四中	1	115	10	4	123	4	119	4	122	4	88	3	97	3	88	3	98	3	68	2	68	2	86	3	57	2
	2	134	6	4	125	4	123	4	119	4	122	4	88	3	97	3	80	3	98	3	68	2	68	2	86	3
	3	122	4	4	140	4	125	4	123	4	119	4	122	4	88	3	81	3	80	3	98	3	68	2	68	2
	特支	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	391		16	388	12	367	12	364	12	329	11	307	10	273	9	259	9	246	8	234	7	222	7	211	7
多中	1	86	2	3	104	3	99	3	89	3	89	3	85	3	81	3	81	3	77	3	73	3	73	3	69	2
	2	95	8	3	88	3	104	3	99	3	89	3	89	3	85	3	81	3	81	3	77	3	73	3	73	3
	3	124	5	4	103	3	88	3	104	3	99	3	89	3	89	3	85	3	81	3	81	3	77	3	73	3
	特支	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	320		13	295	9	291	9	292	9	277	9	263	9	255	9	247	9	239	9	231	9	223	9	215	8

令和9年度以降は特別支援学級生徒数を「生徒数」に含める。

※赤色付部分は本市の中学校の適正規模（1校あたりの学級数）の基準を下回る数である。

令和8年度 館林市立学校適正規模・適正配置北地区検討委員会
スケジュール案

日 程	会議及び場所	主な検討内容
R8年 6月10日	第1回検討委員会 文化会館	・課題の洗い出し ・課題解決の方向性検討 ・学校再編の基本的な考え方 ・スケジュール、学校再編校の候補地等検討 ・基本計画(案)中間報告 ・基本計画(案)決定
7月中旬 (月 日)	第2回検討委員会 ()	
8月下旬 (月 日)	第3回検討委員会 ()	
10月中旬 (月 日)	第4回検討委員会 ()	
11月中旬 (月 日)	第5回検討委員会 ()	
R9年 1月中旬 (月 日)	第6回検討委員会 ()	
2月上旬	教育委員会基本計画(案) パブリックコメント	—
3月下旬	教育委員会 基本計画策定	—

館林市立学校適正規模・適正配置北地区検討委員会傍聴等に関する規程~~（案）~~

（趣旨）

第1条 この規程は、館林市立学校適正規模・適正配置北地区検討委員会規則（令和8年館林市教委規則第7号）第10条の規定に基づき、館林市立学校適正規模・適正配置北地区検討委員会（以下「検討委員会」という。）の傍聴等に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第3条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席の定員は15人とする。

2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号のほか、傍聴を不適當と認める者

4 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 私語、談笑、又は拍手等をしないこと。
- (4) 委員の言論に対し批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (5) 会議の模様を録音し、又はビデオ等で撮影しないこと。ただし、写真撮影は、

委員長の許可を得た場合に行うことができるものとする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、全て係員の指示に従うこと。

5 傍聴人は、委員長が傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(議事録の作成及び公表)

第4条 委員長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りでない。

2 議事録には、次の事項を記載するものとする。

(1) 会議の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事の概要

(4) その他委員長が必要と認める事項

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年6月10日から施行する。

(この規定の失効)

2 この規定は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

館林市立学校適正規模・適正配置基本方針市民説明会 開催結果等一覧

【概要】

市内全公民館及び文化会館小ホールにて、館林市立学校適正規模・適正配置基本方針の市民説明会を開催。

実施回数：１２回 参加人数：延べ３５９人

No.	開催日時・場所	人数	質問・意見	回答
1	4月20日 19：00～20：10 西公民館	27人	1 当事者である子どもたちがどのように考えているか、調査等をしたことはあるか。	令和6年度実施のアンケート調査にて、「学区見直し等の心配な点」に関する項目を設け、最も多い回答は「先生や友達と離れたり、新しい友達をつくらなければいけないこと」でした。
			2 検討する3つのエリアについて、十小（一部）の表記が意味する点を教えてほしい。	中学校単位のエリアを示しているものです。
			3 具体的な将来の学校数を分かる範囲で教えてほしい。	再編後の学校数は、今後の検討委員会において検討します。
			4 将来予測で令和18年度まで示しているが、具体的に何年くらいまでに学校再編を考えているのか。	他市の事例を見ると、4年から5年程度の期間を要しています。
			5 3つのエリアで検討するとあるが、検討委員会で2つや4つのエリアの意見が出た場合でも3つのエリアで話を進めていくのか。	審議会において2つから5つのエリアで検討した結果、3つのエリアと決定しましたので、基本的には3つのエリアで検討していきます。
			6 検討委員会の委員構成に、地域の企業や芸術団体、スポーツ団体、説明会参加者などを加えたらどうか。	検討委員は学識経験者、区長、小中学校長、園長、保護者など関係性の深い方々に担っていただきます。
			7 どんな学校を目指し、どんなまちづくりをするかを先に考えるべきではないか。	ご意見として頂戴します。
			8 3つのエリアで進めていくということは大前提なのか。	検討委員会において別地区に関する意見が出た場合は、子どもたちにとってより良い配置ができるよう、3つのエリアの検討委員会間で協議する場を設けたいと考えています。
			9 近隣自治体も同じような問題を抱えていると思うが、館林文化圏として考えていくような機会はないのか。	近隣自治体も同様の問題を抱えていると認識しています。そういった相談はまだ聞こえてきていませんが、まずは館林市をどうするかというところからスタートしたいと考えています。
			10 検討委員の任期は1年ごとに更新するのか。それとも委員会が終了するまで同じ人物が担うのか。	基本的には1年で考えています。
			11 検討委員のうち、人事異動等で変わる方もいると思うが、任期途中で変更になるのか。	検討委員に人事異動がある場合は、後任の方に委員を依頼することになります。
2	4月23日 19：00～20：15 多々良公民館	23人	12 今からでも従来の路線バスを使って、無料のスクールバスの実証実験を行い、児童生徒や保護者、市民の意見を聞いたらどうか。	ご意見として頂戴します。

No.	開催日時・場所	人数	質問・意見	回答
	(多々良公民館 続き)		13 適正規模・適正配置は基本的に子どもたちのためにというところは同感である。	ご意見として頂戴します。
			14 財政面や効率面を考慮して資料づくりをしてはどうか。	ご意見として頂戴します。
			15 スクールバスのルートに学童クラブを加えてほしい。	スクールバスを含めた代替交通手段については、検討委員会の中で説明していきます。また、バスの詳細なルートは基本計画策定後の実行委員会において検討を行います。
			16 検討委員会の委員構成に、地域の企業や芸術団体、スポーツ団体、説明会参加者などを加えたらどうか。	検討委員には学識経験者、区長、小中学校長、園長、保護者など関係性の深い方々に担っていただきます。
			17 3つのエリアで検討するとあるが、検討委員会で2つや4つのエリアの意見が出た場合でも3つのエリアで話を進めていくのか。	審議会において2つから5つのエリアで検討した結果、3つのエリアとなっています。基本的には3つのエリアで検討していきます。
			18 学校跡地について、防災のための避難場所等でなければ民間への譲渡や売却も一つの方法ではないか。	学校は体育館などが災害時の避難場所になっています。そういった点も念頭に置きながら、民間への払下げのご意見も含めて検討していきます。
			19 学校と地域の連携と言われるが、何の連携をしているのか分からない。地域行事などを校庭でできれば連携が進むのではないか。	多々良地区では地区体育祭を行っていて園児が一緒に来たりもしています。そういったものが継続できるように努めてまいります。
			20 学校再編校の開校時期は具体的に何年を目指しているのか。	検討委員会で学校再編のスケジュールを検討しますが、他自治体の例を見ると、開校まで4年から5年かかっています。
			21 4つや5つのエリアの再編ではまたすぐに再編が必要になるとのことだが、3つのエリアの場合どのくらいの期間適正規模を維持できるのか。	再編をしない場合、令和18年度には適正規模を維持できる小学校が3校、中学校が1校と推計しています。これらを解消するために再編をしていきます。
			22 検討委員会で新設校がどこになるかが決まるのか。	検討委員会の中で再編校の候補地を決めます。
			23 再編校が開校する場合、児童生徒にはいつ頃周知する予定なのか。心のケアについて検討してほしい。	来年3月を目標に基本計画を策定し、その後、保護者や地域住民の皆様に周知してまいります。子どもたちにもそのタイミングで開校までのスケジュールを示していきます。
			24 各エリアでは1つの小学校・1つの中学校になってしまうのか。数が決まらなければどこで学区を分けるかが難しいと思う。	再編後の最終的な学校数はまだ決まっていません。検討委員会にて検討していきます。
			25 十小の近くには大きな道路があるので交通安全を重視した方が良い。中学生は自転車通学なので遠方でも対応できるのではないか。	小学生の通学路の安全面については、アンケート調査の保護者の回答で非常に関心が高いことが読み取れました。十分に配慮しながら検討を進めていきます。
			26 検討委員会ではどこまで具体的に踏み込んだ話し合いをするのか。	検討委員会での話し合いは検討委員の意見によって協議していく内容が変わっていくことが考えられます。
			27 中1ギャップを乗り越え、切磋琢磨できる子どもを育てることが必要。フロンティアスピリッツを持った子どもを育ててほしい。	ご意見として頂戴します。

No.	開催日時・場所	人数	質問・意見	回答
3	4月27日 19：00～19：52 郷谷公民館	27人	28 検討委員に保護者が自ら応募して、意見を言えるような体制を取っているのか。	検討委員会に公募枠はありませんが、各地区の小中学校、園の保護者の代表の方が委員として参画しています。また、区長の地域代表の委員の方とも連携し、住民や保護者の方の意見を幅広く反映させる体制を取り入れていきます。
			29 検討委員会は決定機関であるのか。あるのならば何をどこまで決めるのか。	検討委員会では、基本方針に基づく学校再編の考え方、スケジュール、学校再編校の候補地などを検討します。
			30 この検討委員会は、誰が責任者なのか。	各検討委員会において委員長を互選により決定します。
			31 働いている保護者は忙しく説明会に行く時間を確保できないため、説明の内容をウェブ上に公開してほしい。	館林市公式動画チャンネルに基本方針の説明動画を掲載し、広く周知を図っていきます。
			32 四小のみ少人数教育を求めるなどの理由で学区外から入学できると聞いたが、再編後もあった方が良いのか気になった。	第四小学校は、児童数の減少により複式学級となることが懸念されたことから、平成31年4月から小規模特認校制度を導入しています。基本方針で適正規模・適正配置の基準が示されていますので、この基準をもとに第四小学校も含めて検討していきます。
			33 児童生徒数や教員数が減るにあたり、教育に関わる予算も減らす方向でいるのか。	一人一人の児童生徒における教育費用の確保は必ずしていきたいと考えています。
4	4月30日 19：00～20：10 六郷公民館	25人	34 再編が行われるまでの間、今と同等の教育の質が保たれるのか。	学校再編はより良い教育環境の確保を目指すものであり、現状で教育の質が低下しているわけではありません。各校とも工夫を凝らし、教育の質を高め、維持継続する努力をしています。
			35 現状の学区資料を説明会資料に追加してほしい。	ご意見として頂戴します。
			36 再編後、学区の境界に住んでいる児童生徒が指定される学校よりも近い学校に通うことを認める調整を行うのか。	現状は希望で学校を選ぶということとはできません。境界エリアにいるお子さんの学区については、今後検討委員会の議論の中で検討していくことになります。
			37 実情から再編は待ったなしだと区切って、開校時期から逆算して進めるのが良いと思う。	少子化の進行を見ると再編は待ったなしという感覚は我々も持っています。検討委員会が立ち上がりましたら現状のデータなどを示しながら、先延ばしにならないようにします。
			38 行政が開校目標年度を決めて取り組みを進めてほしい。	ご意見として頂戴します。
			39 モデルとなるような自治体の事例はあるか。	モデルとなる自治体はありませんが、再編を行っている自治体も数多くあるので、先進地の事例を参考にしながら、館林市の特色や地域性を踏まえて検討を進めていきます。
			40 他の自治体では再編に4年から5年要しているとのことなので、その原因を考えつつ検討すればスピード感も上がるのではないか。	ご意見として頂戴します。
			41 再編が行われるまでの間の教育環境を維持する応急処置の対応はどのようなものか。	統合する学校同士の同学年が同じ授業を受けたり、宿泊行事を一緒に行ったりして仲を深めることや、児童生徒のことをよく知っている教員の配置を考えたりすることなどを考慮していきます。

No.	開催日時・場所	人数	質問・意見	回答
	(六郷公民館続き)		42 基本計画を策定する前に、地域や保護者、子どもたちの意見を聴く機会を設ける予定か。	区長、児童生徒の保護者、園の保護者が検討委員となっています。委員に保護者のご意見や児童生徒のご意見を出していただきながら進めていきます。
			43 四小の学校運営協議会を傍聴したが、小学校、地域、公民館の連携が素晴らしかった。	ご意見として頂戴します。
			44 検討委員会は何をどこまで決めるのか。	学校再編校の候補地、再編のスケジュールなどを検討委員会で検討する予定です。
			45 検討委員会の中で、2エリアまたは4エリアでの検討が必要なのではないかという意見が出た場合、各検討委員会どうしの調整はどのように行われるのか。	検討エリアについては、審議会において、2つのエリア、3つのエリア、4つのエリア、5つのエリアで検討した結果、3つのエリアが良いと決まりました。それぞれのエリアの中にある学校について再編をしていきます。
			46 傍聴の際、ビデオ撮影をすることは可能か。	傍聴規程を検討しているところではありますが、ビデオ撮影は不可と考えています。
5	5月12日 19：00～20：25 赤羽公民館	33人	47 再編は一斉にスタートするのか。それとも順次スタートしていくのか。	検討委員会は6月から一斉にスタートします。検討状況により進捗に多少ばらつきが生じる可能性もありますが、3つのエリアで様子を見ながら進めていきます。
			48 区長の自分に対し、再編についての問い合わせがあったので、住民や保護者への周知を徹底してほしい。	基本方針説明動画を作成し、より広く周知します。情報は広く市民に伝わるよう適宜発信していきます。
			49 四小の学校運営協議会を傍聴したが、小学校、地域、公民館の連携が素晴らしかった。	ご意見として頂戴します。
			50 検討委員は教育委員会が選んでいて、基本計画も既に決められているのではないか。	検討委員は各種団体に推薦を依頼しているため、教育委員会が指名しているわけではありません。
			51 検討委員会は傍聴できるのか。検討委員は公開されても自分の意見を言えるような人が選ばれるべき。	傍聴は検討していますが、最終的には検討委員会で諮り、了承が必要になると考えています。
			52 最終的に中学校数がいくつになるなどを想定し、逆算して進めてほしい。	ご意見として頂戴します。
			53 私たち（南地区）を先行地域として再編を進めてほしい。	ご意見として頂戴します。
			54 令和13年度の四小の児童数23人というのは全学年の人数か。	あくまで推計ですが、全学年の人数になります。
			55 幼稚園や保育園から小学校に1人しか来ない子もおり、小学生も頑張っているのに中1ギャップだけが課題となっていることが疑問。	ご意見として頂戴します。
			56 スクールバスの導入にあたっては、路線バスの活用など、一般企業等も関わってくると良いと感じた。	ご意見として頂戴します。

No.	開催日時・場所	人数	質問・意見	回答
	(赤羽公民館続き)		57 学校を適正規模にすると、館林市の未来がこのように良くなる、こういった魅力があるといった進め方が教育大綱の部分と結びつくので良いのではないかと。課題だけでなく、未来のビジョンをもう少し見せてほしい。 58 学級懇談会などで周知をしなければ保護者たちが情報をキャッチするのはハードルが高い。集まる時に話が広がる機会があると良い。 59 よほどの産業構造の変化がない限り児童生徒数の減少は止まらないので、近隣首長が集まって考えてもらわなければいけないと思う。 60 持てる客観的情報はプッシュ型で市民に提供していく方が関係者の理解も進むし、関心も高まるのではないかと。 61 3エリアになったらその中で子どもがこれだけ減っていくという具体的数値が出ていた方が理解が進む。 62 かつて、赤羽中から四中へ移動する時期を経験した。子どもたちは不安で落ち着かず大変な時期があったので、子どもたちへの情報というのを的確にしたい。	基本方針にあるように教育上の課題を解消し、本市が目指す教育大綱の目的を実現するために進めていきたいと考えています。 学校と連携して学級懇談会等でも情報がお伝えできるように調整していきます。 ご意見として頂戴します。 詳細資料は基本方針本編に掲載していますので、より多くの方に見ていただけるよう努めていきます。 検討委員会では将来規模感を地区ごとにまとめ、委員に資料として諮るほか、市民にも示していきます。 保護者や子どもが不安にならないよう、明るい未来があるということ伝えていけるよう工夫して実施していきます。
6	5月14日 19：00～20：25 三野谷公民館	31人	63 このエリアについては、三中を基幹学校にして七小を統合した中高一貫校の選択肢もあり得るのか。 64 各エリアの現在の小中学生の人数と、10年後の見込み人数を教えてください。 65 3つのエリアに分けて進めていくということは、横の関連が切れてしまう気がする。どういう理由で3つのエリアに分かれたのか。 66 スクールバスに乗り遅れてしまうような対応として、オンラインによる登校も今後の課題として考えてもらいたい。 67 七小地区の1年生が今年9名で、来年度以降何人になるか分からない中で、当然複式学級を捉えていくことで良いか。 68 令和18年度以降、20年先を考えると3つのエリアの検討で良いのか。それとも2つのエリアの方が良いのではないのかと思った。 69 学校再編について、どのくらいの期間を今見込んでいるのか。 70 七小は地域性が強いので、自分たちの小学校を使ってもらいたいという意見が出た場合、地域の声を取り入れてもらえるのか。	小中一貫校の設置や再編校の候補地なども含めて、検討委員会の中で総合的に検討します。 基本方針の本編に掲載しています。 審議会において2つから5つのエリアで検討した結果、3つのエリアとなっています。 スクールバスに乗り遅れた子たちへの対応等は検討委員会にて協議します。オンライン登校は、選択肢としてはありますが、通学していただき、切磋琢磨していただきたいと考えています。 基本方針において、令和14年度には複式学級が発生すると予想しています。 少子化の流れは社会情勢が変わらない限りは、このまま継続するものと考えられますが、まずはこの3つのエリアでどのくらいの学校にしていこうかというところを検討いただきながら進めていきます。 検討委員会で学校再編のスケジュールを検討しますが、他自治体の例を見ると、開校まで4年から5年かかっています。 七小地区の代表の区長、七小の校長、七小PTAが検討委員会の委員です。団体代表として意見を吸い上げていただき、学校への思い、現状などのお話をいただければと考えています。

No.	開催日時・場所	人数	質問・意見	回答
	(三野谷公民館 続き)		71 特別支援学級や不登校の児童生徒が年々増加しているが、再編に伴い対応は考えているのか。	特別な支援を必要とする子どもへの対応は特に丁寧に考える必要があります。学校再編を進める場合でも、支援が後退することがないよう、必要な体制確保に努めていきます。
			72 学校再編に合わせて、学童も再編されるのか。	学童に通っているお子さんも多いという現状を把握していますので、学童所管の部署と連携を図りながら、情報を共有しながら進めていきます。
			73 学校名を検討する際には、地域への影響などを意識して検討してほしい。	ご意見として頂戴します。
			74 館林市は学校と公民館、地域との連携がうまくいっているので、今までの行事をどうするか、生涯学習の観点から検討してほしい。	ご意見として頂戴します。
			75 3つのエリアの単位では大きな委員会になるので、小委員会みたいなものを設けて意見を出し合ってはどうか。	3つのエリアで協議をスタートしますが、検討委員会において小委員会のようなものが必要との意見があれば検討します。
			76 エリアごと委員会のメンバーは何人になるのか。	七小が含まれる西地区については、27人の予定です。
			77 委員会任せにするのではなく、地区の方が色々考えて、検討委員会に案を出した方が民意が反映されるのではないか。	ご意見として頂戴します。
7	5月18日 19:00～20:02 渡瀬公民館	34人	78 委員会の検討事項にはスクールバス等の代替交通手段も入るという認識で良いか。	スクールバス等の代替交通手段も検討事項に入っています。
			79 平均化で網を張るのではなく小規模校の独自性の尊重や配慮が必要ではないか。	現在、市内全小中学校がコミュニティ・スクールになっているため、各地区で特色ある地域と学校との連携ができ上がってきています。この再編後もまた公民館をよりどころとして、学校と地域が連携した活動が盛んに行われる学校を目指していきます。
			80 適正配置のメリットだけでなくデメリットも言わなければ不公平ではないか。	検討委員会では、各地区の学校再編に伴う効果と課題を踏まえた検討をしていきます。
			81 市教育委員会として館林市の教育の独自性についてどう考えているのか。	本市は地域との密接な連携を誇りとしており、これを今後も教育活動の核として推進します。一方で、児童生徒数の減少により複式学級や教員数不足（特に中学校での教科担任確保の困難）という国の基準の壁に直面しています。学校再編は、単なる統合ではなく、地域との連携を広げることで学びの幅を広げ、全ての子どもたちに質の高い教育環境を保障するために必要な取り組みです。
			82 学校再編のタイムスケジュールが決まっていれば教えてほしい。	学校再編のスケジュールは検討委員会で検討します。開校まで平均4年から5年を要する他自治体の事例を参考に、丁寧かつ迅速に進めていきます。

No.	開催日時・場所	人数	質問・意見	回答
	(渡瀬公民館続き)		83 学校再編が進むと市の財政は良くなっていくのか、それともさらに支出が増えていくのか。	子どもたち一人一人の教育費用は確保しつつ、学校再編による維持管理費の削減効果と改修等の必要経費を慎重に見極める必要があります。現時点で詳細な試算は未実施ですが、今後知見を深めながら適切に検討していきます。
8	5月20日 19:00～20:21 分福公民館	18人	84 小学校の通学方法を概ね徒歩2.3kmと言っているが、統合した場合に全ての小学校が2.3km以内になるのか。	徒歩で2.3kmを超えてしまうような場合については、スクールバスなどの代替交通手段を検討します。
			85 他市町で再編が進んでいるが、どのようなことを教訓として受け止めているか。	行政だけで一方的に計画を作るのではなく、市民、特に学校に係る保護者やPTAの意見をよく伺って計画を練り上げることが一番肝要と感じています。
			86 中学校生徒の通学方法として、徒歩2.8km以内となっているが、2.8kmを超えたら自転車通学が許可されるのか。	現在の通学方法は各学校で定めていますが、2.8km以内でも保護者と学校とが検討した上で希望すれば自転車通学をしています。再編においても同様の方向で検討します。
			87 小学生においても自転車通学という選択肢はあるのか。	小学生の自転車通学は危険が伴うため、現時点では徒歩を推奨しています。再編により通学区域が拡大した場合はスクールバスなどの代替交通手段を検討します。
			88 夏場は熱中症が心配。仮にバスを利用するにしても一定範囲で利用可否を区切ると不公平感が出る。特に1年生など小さい子のケアを検討してもらいたい。	ご意見として頂戴します。
			89 スクールバスの出る場所、本数をよく検討してもらいたい。	ご意見として頂戴します。
			90 再編した学校の開校はいつになるのか。	検討委員会で今後のスケジュールを検討しますが、他市では平均4年から5年程度かかっているため、その程度かかると想定しています。
			91 学校再編を検討するエリアが3つあるが、このエリアにこだわるのか。柔軟に考えていかないと通学距離が遠くなってしまう。	各地区の検討委員会で他の地区に関する意見・要望等が出た場合については、検討委員会間で情報共有をする場を設けます。
			92 小学生の子が2人いるが、通学に40分程度かかる。暑い時期に首に冷たい物を着けて通学するが、下校時は溶けて使えない。冷凍庫などを学校に準備できないか。	ご意見として頂戴します。
			93 小学校の通学方法にある徒歩2.3km以内を短くしてもらいたい。	基本方針では通学距離を2.3kmとしていますが、環境や暑さ等の気候、距離にも配慮するとしています。検討委員会において配慮しながら検討します。
			94 子どもを増やす政策を行い、子どもの減少が解消されれば再編の話はなくなるのか。	館林市では、移住・定住、少子化対策、子育て支援などの政策に取り組んでいます。しかしながら、人口は減少傾向であり、子どもの数の推計を見ると右肩下がりとなっているため、再編は待ったなしの状況です。
			95 再編で卒業時には違う学校の名前になる子もいる。子どもたちの心の負担が軽くなるような研究授業や教材を作ってもらいたい。	ご意見として頂戴します。また、各学校ではコミュニティ・スクールや地域の人材資源を生かした学習を行っています。子どもたちが郷土を誇れるような学習が積み上げられるよう努めていきます。

No.	開催日時・場所	人数	質問・意見	回答
	(分福公民館続き)		96 特別支援学級には特に精神的なハードルが高い子もいると思う。そういう子たちのフォローをどのようにしていくのか。 97 基本方針を見ると三中、多中も10年後には小規模校になってしまう。思い切って2校の中間に新たに中学校をつくってみてはどうか。 98 説明会の参加者が少なく、検討委員会に向けた意見集約がしっかりできるのか不安である。検討委員会の次の説明会ではもっと細かく地区を分けてやって方が良いのでは。 99 小、中学校において通学時間からずれて行く子どもがいる。そういった子たちが見捨てられるように感じた。 100 知人から、地域から小学校がなくなったことで地域の人々が集まる場がなくなったので地域が活気のない場所になったと聞き、非常に憂いている。 101 学校跡地の活用は地域が集まる場としてうまく利用していけるよう検討してほしい。 102 1クラスの子どもの数を35人までと言っていたが、それでは対話が成り立たない。子どもたちと対話を通じて考える力を弱めてしまうという懸念がある。 103 学校再編校の開校後に5年経ったらまた同じ問題になるのではないか。 104 他市で反対の署名運動があったことから、延長リスクを考慮して進めないといけない。	特別支援学級の子どもたちが不安定にならないように関係機関と連携を図りながら、支援が後退することがないように、十分に体制の確保に努めていきます。 ご意見として頂戴します。 基本計画策定後の説明会については今回の基本方針よりも具体的な学校の再編に関する計画になりますので、広く多くの皆さんに知っていただけるように、今回の説明会を参考にして改善を図っていきます。 他の児童生徒と一緒に行けず登校時間以降に遅れて行く場合や事情がある児童生徒がいるなど、学校によっても様々あります。 館林市には公民館がありますので、各公民館から通学区域の大きくなった小学校に支援をしていただく仕組みを作っていきます。 跡地活用についても検討委員会における検討事項の一つになっています。 国の基準では40人ですが、群馬県では35人となっています。35人以下とすると教職員が確保できず、児童生徒も切磋琢磨することが難しいため、35人を一つの基準としています。 審議会においても1つのエリアにしようという話もありましたが、様々な意見が出てまとまらないということから3つのエリアになりました。 ご意見として頂戴します。
9	5月22日 19:00～20:35 大島公民館	34人	105 中心部から離れている地理的条件が不利な場所にある小学校に対して検討委員会である程度配慮がなされるのか。 106 低学年はサテライトスクールのような形にして高学年は本校に行くなど、そういったことも検討されるのか。 107 地域学校協働本部は、市教育委員会が中心となり、公民館も巻き込みながら進めている大変すばらしい活動である。 108 検討委員会の委員は公募するのか。	どこに新しい学校を設けるかは検討委員会で検討していきます。決定後は適正配置の基準に準じ、基準を超える場合は安全を第一に考え、代替交通手段等の導入についても検討委員会で検討します。 低学年と高学年を分けるような考え方は現在のところ持っていません。 ご意見として頂戴します。 公募枠はありませんが、各地区の小中学校、園保護者の代表の方が委員として参画しています。また、区長等地域代表の委員の方とも連携し、住民や保護者の方の意見を幅広く反映させる体制を取り入れています。

No.	開催日時・場所	人数	質問・意見	回答
	(大島公民館続き)		109 会議は公開されて傍聴できるのか。また、映像化されて市民が閲覧できるのか。	傍聴は検討していますが、最終的には検討委員会で諮り、了承が必要になると考えています。会議経過は様々な媒体で広く公開していく予定です。また、委員が不利益を被るリスクを避けるため、映像化は予定していません。
			110 他自治体で義務教育学校を開校するという記事があったが、そういった検討はされるのか。	現時点で具体的なことは決まっていますが、検討委員会の検討・協議事項になると考えています。
			111 学校再編校の開校はいつ頃を最終目標にしているか。	検討委員会で学校再編のスケジュールも検討しますが、他自治体の例では開校までに平均で4年から5年程度かかっています。
			112 四小は小規模特認校だが、この制度は残すのか。	基本方針の基準に基づき、四小も含めて市内全域で再編について検討していくという考えです。
			113 小規模特認校は残さずに、全学校で2学級以上になるということか。	ご指摘のとおり、四小も含めて全ての学校で再編を考えることになります。基本方針では適正規模を小学校では1学年2学級以上としていますので、基準に則った形で再編を検討します。
			114 不登校の子たちのフォローはどのように行うのか。	各学校単位で様々な工夫をして不登校の児童生徒への支援を行っています。また、教育研究所のふれあい学級等も継続し、将来的には学びの多様化を目指していきたいと考えています。
			115 再編が数字ありきにはしか見えない。	現時点では学校の候補地に関する考えは一切持っていません。検討委員会の中で様々なデータ等を示し、委員に地区の実情なども伺いながら協議していきます。
			116 不登校のこともある。例外を認めて七小や四小だけでも今のまま残すなど、柔軟に考えてもいいのではないか。	小規模特認校制度は児童数減少の中で学校を維持するために市内全域から入学・転学を認めることが前提です。昨年度の審議会では「四小学区内の児童は一定規模の学校へ行きたくても選べずそのことに不公平を感じている」という意見もあり、学区内外で教育環境の公平性に差が生じていることを改めて認識したところです。不登校については、各学校や教育研究所で学びの多様化に対応し、引き続き支援していきたいと考えています。
			117 学区外から四小に通学している子どもは、学校再編後に元の学校に戻るのか。	通学区域の変更に際しては移行期間を設け、柔軟に対応できるように検討していきます。
			118 近年バスの事故や子どもの置き去り事件等が起きているが、スクールバスの運転手についてどう考えているのか。	スクールバスの導入にあたっては委託か直営かは未定ですが、通学時の安全確保を最優先に、保護者の方の心配が少しでも和らぐように進めていきます。
			119 子どもたちの不登校や発達障害の問題などを、3エリアで簡単に考えられていいものなのか。	ご意見として頂戴します。

No.	開催日時・場所	人数	質問・意見	回答
	(大島公民館続き)		120 四小が今まで積み上げてきた小規模特認校というものをもう少し考えてもらえないかと切実に思う親も本当はいるのではないかと心配になる。 121 市内全小学校が地域と学校が一体となって学び合うコミュニティ・スクールになっており、その成果は大きいのでバラバラにしてしまうのはもったいない。小規模校の良い点も出し合いながら話し合ってもらいたい。 122 子どもたちの声も検討委員会の中で意見として取り入れてもらいたい。 123 館林市では適正な学級人数をどのように考えているか。例えば1学級の人数を減らすなどの考えはあるのか。 124 学校再編で大きな学校に突然行くとなると四小の児童が非常に心配である。学級規模を今後どのように考えていくのか。	検討委員会は行政主導ではなく、地域や保護者代表の方々等のご意見を十分に伺いながら進めていきます。 ご意見として頂戴します。 令和6年のアンケート調査では、児童生徒に学校の環境や学級数等について伺っています。児童生徒や保護者、地域の声は各団体の母体の中でご意見を伺い、検討委員会の中で話していただくということを行なっていきたいと考えています。 本市においては国と県の基準に準じて1学級あたりの人数を設定しています。 再編校が決まってからも検討していくことがあるため、開校まで4年～5年のかかると思います。児童生徒に対してはその期間に、時期や内容を少しずつ知らせしていくことを学校単位で行い、心のケアにも対応していきます。
10	5月26日 19:00～20:23 城沼公民館	28人	125 検討委員会ではどのように地域住民の意見が反映されるのか。 126 小学生2人、園児1人の子どもがいる。なぜこの時間に説明会が行われているのか。また、「小さいお子様も出席できます」など案内に記載し、親が来やすい環境を整えてほしい。 127 検討委員会の委員は公募するのか。 128 会議は公開されて傍聴できるのか。また、映像化されて市民が共有できるか。 129 基本方針の概要版に「幼児期の教育の充実」と記載してあるが、幼児期とは小学校低学年のことか。 130 基本方針の概要版に「キャリア教育の充実」と記載してあるが、キャリア教育とはどういう内容か。 131 小中連携教育9年間という言葉があったが、小中一貫校という考えなのか。	検討委員会の委員は、区長、小中PTAの保護者、未就学児の保護者、市立及び私立の園長、小中学校長などに入ってください。各地域、各学校の現状や課題など、ご意見を伺いながら、学校再編を進めていきます。 説明会では託児などの配慮が足りなかったため、今後に生かしていきます。時間帯については、働いている保護者の方が参加しやすい時間としました。参加できない方に対しては、市の公式動画チャンネルで基本方針を説明する音声付動画を公開しています。 公募枠はありませんが、各地区の小中学校PTA及び園保護者の代表の方が委員として参画しています。また、区長等地域代表の委員の方とも連携し、住民や保護者のご意見を幅広く取り入れていきます。 傍聴は検討していますが、最終的には検討委員会で諮り、了承が必要になると考えています。会議経過は様々な媒体で広く公開していく予定です。また、委員が不利益を被るリスクを避けるため、映像化は予定していません。 幼児期とは、未就学児、小学校入学前の子どもを指します。 将来の夢や目標を段階的に育む教育をキャリア教育と呼んでいます。 基本方針において、小中一貫校の設置を目指すということは示していません。分散進学を解消し、より一層の小中連携を図り、児童生徒のより良い教育環境を確保するという考えです。

No.	開催日時・場所	人数	質問・意見	回答
	(城沼公民館続き)		132 市内を３つのエリアに分割して検討するとのことだが、これは決定事項ということか。 133 学校再編校の開校まで何年間を考えているのか。 134 学校再編をせずに済むよう、人口減少対策をしてほしかった。 135 分散進学をするのは良くないということだが、新しい人間関係、多様な価値観に触れるという意味においては、必ずしも分散進学が悪いことではないと思う。 136 南こども園やその隣の学童を整備したことと、学校の再編が連携されていないと思う。学校の再編は５年先、１０年先になると思うが、財源の無駄がないようにしてもらいたい。 137 学校の再編が行われる中で、ＰＴＡや育成会をコミュニティ・スクールの中に入れてほしい。学校を中心とした地域が地縁というものに繋がっていくと思う。 138 学校再編を不安に感じる方もいると思うが、地域から子どもがいなくなるわけではないので、次世代がこの地域で幸せに暮らしていけるよう、地区住民として再編を歓迎し、一つのターニングポイントとして捉えていきたい。 139 市民の思いや考え方が、検討委員会に反映されるか心配している。例えば区長が委員なのであれば、区で意見交換ができる場などは用意されるのか。 140 小学生の不登校についてどのように考えているのか。 141 小学校１・２年生の１学級の上限を３０人としているが、なぜその数字にしたのか。	決定事項となります。 現時点で何年に開校というものはなく、検討委員会の中で学校再編のスケジュールを検討していきます。なお、他市の事例では４年～５年かかっているケースが多い状況です。 ご意見として頂戴します。 ご意見として頂戴します。 ご意見として頂戴します。 ご意見として頂戴します。 ご意見として頂戴します。 市民の意見集約については、各検討委員が選出母体において意見集約の場を設けていただきたいと考えています。 各学校において不登校対策を工夫して行っています。また、教育研究所の中にふれあい学級というものもあります。 群馬県の基準で小学校１・２年生は１学級の上限を３０人と定められていることから、それに準じています。
11	5月28日 19：00～20：14 中部公民館	27人	142 北地区では、一小的学区を二小、三小、九小に分けると２．３km以内で通いやすくなる。歩く距離が長くなる児童生徒は増えてしまうが、スクールバスのコストはかからないと思う。 143 一中の生徒数が多いので、一中は残るのか。 144 スクールバスの導入に対し、国や県からの補助金を活用する予定はあるのか。 145 推計を踏まえると、今学校再編に取り組まなければならないのは理解できるが、１０年後にまた再編をすることのないような計画にしてほしい。また、子どもを増やす対策を実施してほしい。	ご意見として頂戴します。 再編の具体的な内容については、今後の検討委員会において検討していきます。 スクールバスを導入した場合の財源については、調査・研究をしている状況です。 １０年後のさらにその先も見据えて検討を行います。引き続き市長部局と連携しながら、市全体で様々な施策を進めていきます。

No.	開催日時・場所	人数	質問・意見	回答
	(中部公民館続き)		146 学校再編校の開校までを何年と考えているのか。	検討委員会で学校再編のスケジュールを検討しますが、他自治体の例を見ると、開校まで4年から5年かかっています。
			147 Googleフォーム等で若い人の意見を聞く機会があるのか。	エリアごとに立ち上がる検討委員会の委員に意見を集約していただき、検討委員会で意見を出していただきます。
			148 館林市の学童クラブの料金が高いと感じている。以前住んでいた別の自治体の料金と比較すると同額程度であるのに対し、以前の学童クラブの方が教育、セキュリティ面が良かった。	ご意見として頂戴します。
			149 学校再編後のそれぞれの学校に、館林市ならではの特色、特徴や個性みたいなものを持たせるビジョンはあるのか。	館林市の特徴は、地域と学校が非常に近いところです。自分の地域の子どもとして地域の方に関わっていただいていますので、そういった特徴を館林市らしさとして維持発展していきたいと考えています。
			150 学校再編について、子どもたちがどのような思いを持っているのが重要かと思う。	児童生徒の声については、令和6年9月に教育環境に関するアンケート調査を実施しており、通学範囲を見直した際の不安な点などを聞いています。アンケート結果は検討委員にも資料としてお渡します。
			151 検討委員会の状況を市民へ届ける必要があると思うが、進捗状況や協議の状況などは、ホームページで公開されるのか。	検討委員会の途中経過などについては市の広報紙、ホームページなどの様々な媒体で公開をしていきます。
			152 子どもたちが減っていく状態であり、この再編が実現した際に、また新しい再編をしなければならないという事態にならないようにしてもらいたい。	ご意見として頂戴します。
			153 検討委員会は傍聴できるのか。また、開催日程はホームページ等で公開されるのか。	検討委員会を傍聴できるように準備を進めていますが、最終的には検討委員会での了承が必要です。日程については、広報紙やホームページなどで随時お知らせします。
			154 検討委員会では、テーマを絞ることや資料の事前送付を行うことで話し合いが充実すると思う。	ご意見として頂戴します。
12	5月30日 10:00～11:20 文化会館小ホール	52人	155 小規模校にも利点があるのできちんと研究してほしい。また、学校や地域の役割をきちんと考えて、住民合意を大切に進めてほしい。	ご意見として頂戴します。
			156 児童生徒やその保護者や未就学児保護者の意見もくまなく拾ってほしい。	ご意見として頂戴します。
			157 子どもの権利条約を日本は批准しているので、この意見表明をどこかでやってもらいたい。	ご意見として頂戴します。
			158 国庫補助もあるが、校舎改修やスクールバスなどの財源はどうするのか。	スクールバスを活用した場合の財源活用等も今資料を集めながら検討を始めたところです。市の負担が少なくなるような形での財源確保に努めていきたいと考えています。
			159 学校再編の問題と公共施設総合管理計画はどのように折り合いをつけていくのか。	公共施設総合管理計画はインフラを除く公共の建物全てが含まれる計画で、学校や園等の公立施設も入っていますが、学校再編は基本方針に基づいて進めていきます。

No.	開催日時・場所	人数	質問・意見	回答
	(文化会館小ホール続き)		160 再編は学童保育にも影響する。子どもたちの学校と放課後の生活をどのようにするかも検討した方がよい。	ご意見として頂戴します。
			161 子どもたちのために、学校再編をすることで教育を充実させていくことを、市民が自分ごとと認めて関わっていくのが大切だと理解した。	ご意見として頂戴します。
			162 学校再編について、他自治体の情報を教えてほしい。	県内でも山間部は再編が進んでおり、近隣市町でも計画等を策定して再編を進めている状況を把握しています。本市ではまず基本方針を策定し、その後に市民の皆さんのご意見を伺いながら基本計画を策定する二段構えで進めていきます。
			163 学校がなくなり地域の絆が希薄化する弊害について、どのように考えているか。また、どう対処するか。	学校再編を行っても地域が今までと同じように維持・発展できるよう、地域づくりに力を入れていきたいと考えています。
			164 小規模校を望む子どももいる。子どもたちが気持ちよく生活できる環境を整えてあげられる方がよい。人間は一人一人違うので、そのあたりもよく考えて計画を立ててもらいたい。	ご意見として頂戴します。
			165 他自治体で再編に携わっていた人の生の声をきちんと聞いた方がよい。	基本方針の策定にあたっては、他自治体の担当者から取組について伺ったうえで参考にしています。
			166 特別支援学級をどれくらい設置するかなどは、再編が決まった後にそれぞれの学校で個別に議論していくのか。	本市で特別支援教育委員会を立ち上げ、子どもの特性に応じた学びの場を毎年検討しています。再編後も同様に検討していきます。
			167 学校再編のロードマップについて、どのような期間を考えているのか。	令和9年3月までに検討委員会で基本計画の策定を目指します。再編校の開校については、他自治体の状況を見ると早くても4年から5年はかかると考えています。
			168 検討委員には、一般公募の委員も含まれるのか。	公募はありません。検討委員の選出については、区長協議会や園の保護者会などの各団体から推薦をいただいています。
			169 検討委員が教育委員会によって選ばれ、公募されないのではないのか。	検討委員は、各小学校区単位で1名、保護者代表としてPTAから1名、未就学児の保護者から1名など広く推薦していただいています。
			170 検討委員会が公開されず傍聴もできない、映像も公開・視聴できないのではないのか。	検討委員会を傍聴できるように準備を進めていますが、最終的には検討委員会での了承が必要です。映像については、委員の中に一般の方が含まれますので、後に不利益を被ったりするリスクを考慮し、公開する予定はありません。
			171 検討委員会は3つのエリアに分かれるが、基本計画は3つの計画ができるのか。それとも3つをまとめて1つにするのか。	3つのエリア（北地区、西地区、南地区）ごとに基本計画を策定します。

館林市立学校適正規模・適正配置検討委員会

ご意見・ご質問シート

該当する地区に○をつけてください。また、氏名を記入してください。

【北地区・西地区・南地区】 検討委員氏名 _____

検討委員会におけるご意見・ご質問があればご記入をお願いします。